

長浜市青少年育成推進員設置等に関する規則の一部改正について

長浜市青少年育成推進員設置等に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定することについて、委員会の議決を求める。

令和2年3月30日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

長浜市青少年育成推進員設置等に関する規則の一部を改正する規則

長浜市青少年育成推進員設置等に関する規則（平成18年長浜市教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

第4条を削る。

第5条の見出し中「任期」を「身分及び任期」に改め、同条第1項を次のように改める。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

第5条に次の1項を加える。

- 2 推進員の任期は、その任用の日から同日の属する会計年度任用職員年度の末日までとする。

第5条を第4条とする。

第6条を削る。

第7条の見出し中「報酬の額」を「給与」に改め、同条第1項を次のように改める。

推進員の給与等については、長浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年長浜市条例第37条）の定めるところによる。

第7条を第5条とし、第8条を第6条とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

新	旧
<p>(身分及び任期)  <b>第4条</b> 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。                  2 推進員の任期は、その任用の日から同日の属する会計年度任用職員年度の末日までとする。</p> <p>(給与等)  <b>第5条</b> 推進員の給与等については、長浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年長浜市条例第37条)の定めるところによる。</p> <p>(補則)  <b>第6条</b> (略)</p>	<p>(服務)  <b>第4条</b> 推進員は、上司の指揮監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。                  2 推進員は、委員会の許可があつた場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。                  3 推進員は、非常勤とする。</p> <p>(任期)  <b>第5条</b> 推進員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(免職)  <b>第6条</b> 教育委員会は推進員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その職を免ずる。                  (1) 自己の都合により解任を申し出たとき。                  (2) 勤務成績が良くないとき。                  (3) 推進員としてふさわしくない非行のあつたとき。</p> <p>(報酬の額等)  <b>第7条</b> 推進員の報酬の額、支給方法等は、長浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年長浜市条例第39号)の定めるところによる。</p> <p>(補則)  <b>第8条</b> (略)</p>

## 条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課

議案番号：第13号

件 名：長浜市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の制定について

### 第1 提出理由

長浜市立幼稚園保育料条例（平成18年2月13日条例第185号）第2条第2項に記載のある、預かり保育に関する必要な事項について定めるため、長浜市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則を制定するもの

### 第2 要点

- 1 令和2年4月より実施する幼稚園での預かり保育について、利用資格や実施日・保育時間等の詳細を定める

### 第3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

長浜市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の制定について

長浜市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則を次のように制定することについて、委員会の議決を求める。

令和2年3月30日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

長浜市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長浜市立幼稚園保育料条例(平成18年長浜市条例第185号)第2条第2項に規定する幼稚園における預かり保育の保育料その他保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 預かり保育を利用することができる子どもは、長浜市立学校の設置等に関する条例(平成18年長浜市条例第184号)第5条に規定する幼稚園(長浜南認定こども園は除く。)に在園する園児であつて、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第2号に該当するものとする。

(休業日)

第3条 預かり保育の休業日は、次に掲げる日とする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで
- (4) 前各号に定めるもののほか、長浜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の指定する日

2 前項に規定する休業日のほか、預かり保育を利用しようとする子どもがいない場合は、当該期間を休業日とすることができる。

(実施時間)

第4条 預かり保育の実施時間は、別表に定めるとおりとする。

(定員)

第5条 預かり保育の定員は、幼稚園1園につき1日当たり15人とする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(申請)

第6条 預かり保育を利用しようとする保護者（以下「利用保護者」という。）は、長浜市立幼稚園預かり保育利用申請書を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。  
（承認）

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請があった場合において、承認したときは長浜市立幼稚園預かり保育利用承認通知書により、承認しないときは長浜市立幼稚園預かり保育利用不承認通知書により申請者へ通知するものとする。  
（利用の変更）

第8条 利用保護者は、前条の承認を受けた内容に変更が生じたときは、長浜市立幼稚園預かり保育利用変更届により、遅滞なく、教育委員会に届け出なければならない。  
（利用の終了等）

第9条 利用保護者は、当該児童の保育の利用を終了させようとするときは、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、預かり保育の利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 第2条に定める対象者に該当しなくなった場合
- (2) 虚偽の申請又は不正な手段により、預かり保育の利用承認を受けた場合
- (3) その他やむを得ない事情により当該子どもの預かり保育の実施を継続することが困難と認められる場合

（保育料等）

第10条 利用保護者は、別表に定める保育料を負担するものとする。ただし、利用保護者の申出により保育料を施設等利用費として市が代理受領する場合は、保育料は徴収しないものとする。

2 教育長は、利用保護者が負担すべき保育料を決定し、利用保護者へ通知するものとする。

3 利用保護者は、第1項の保育料のほか預かり保育に要する費用の実費（以下「実費」という。）を負担するものとする。

4 利用保護者は、教育委員会が指定する期限内に保育料及び実費を納入しなければならない。

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度に係る預かり保育の利用分から適用する。

（準備行為）

2 この規則による預かり保育の申込み及びこれに対する承認の手續その他の行為は、この規則の施行の日の前においても行うことができる。

別表（第4条、第10条関係）

区分	実施時間	保育料
幼稚園の開園日	午前8時30分から午前9時まで	日額400円

	及び午後 2 時から午後 4 時 1 5 分 まで	
長浜市立学校の管理運営に関する 規則（平成18年長浜市教育委員会 規則第16号）第 3 条第 1 項第 3 号 から第 6 号までに定める休業日	午前 8 時 3 0 分から午後 4 時 1 5 分まで	

# 条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：教育指導課

議案番号：第14号

件 名：長浜市立学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について

## 第1 提出理由

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、長浜市立学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正するもの
- ・意見の申出について、採用その他任用に関わる内容を追記するため、長浜市立学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正するもの

## 第2 要点

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律における学校運営協議会制度に関する条番号の改正に伴う、長浜市立学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則の文言調整を行う。
- (2) 意見の申出について、採用その他の任用に関わる内容を追記する。

## 第3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

長浜市立学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について

長浜市立学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定することについて、委員会の議決を求める。

令和2年3月30日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

長浜市立学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

長浜市立学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成23年長浜市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の6」を「第47条の5」に改める。

第5条に次の2項を加える。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用については、第2条に定める趣旨を踏まえるほか、特定の個人に係るものを除き、滋賀県教育委員会に対して意見を述べることができる。この場合、教育委員会を経由するものとする。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取するものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。



長浜市立学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正

新	旧
<p>(目的)  <b>第1条</b> この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5の規定に基づき設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(趣旨)  <b>第2条</b> (略)</p> <p>(設置)  <b>第3条</b> (略)</p> <p>(掌握事項)  <b>第4条</b> (略)</p> <p>(意見の申出)  <b>第5条</b> 協議会は、当該指定学校の運営全般に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。</p> <p><u>2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用については、第2条に定める趣旨を踏まえるほか、特定の個人に係るものを除き、滋賀県教育委員会に対して意見を述べるることができる。この場合、教育委員会を経由するものとする。</u></p> <p><u>3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取するものとする。</u></p>	<p>(目的)  <b>第1条</b> この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の6の規定に基づき設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(趣旨)  <b>第2条</b> (略)</p> <p>(設置)  <b>第3条</b> (略)</p> <p>(掌握事項)  <b>第4条</b> (略)</p> <p>(意見の申出)  <b>第5条</b> 協議会は、当該指定学校の運営全般に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べるることができる。</p>

# 条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：教育改革推進室・すこやか教育推進課・幼児課

議案番号：第15号

件 名：長浜市学校給食会規則の一部改正について

## 第1 提出理由

### 【教育改革推進室】

長浜市立学校の設置等に関する条例の一部改正に伴い、長浜市学校給食会規則の一部を改正するもの。

### 【すこやか教育推進課】

令和2年4月1日から長浜市北部学校給食センター分室が廃止されることに伴い、長浜市学校給食会規則の一部を改正するもの。

### 【幼児課】

長浜南幼稚園が令和2年4月1日に長浜南認定こども園へ移行することに伴い、長浜市学校給食会規則の一部を改正するもの。

## 第2 要点

### 【教育改革推進室】

別表を次のとおり改める。

- (1) 「虎姫小学校」、「杉野小学校」、「虎姫中学校」及び「杉野中学校」を削る
- (2) 義務教育学校「虎姫学園」を加える

### 【すこやか教育推進課】

- (1) 第7条第1項第3号オ中「及び長浜市北部学校給食センター分室」を削除
- (2) 別表（第7条関係）から「（分室含む）」を削除

### 【幼児課】

- (1) 別表中「長浜南幼稚園」を「長浜南認定こども園」に改める。

## 第3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

## 長浜市学校給食会規則の一部改正について

長浜市学校給食会規則（平成 30 年教育委員会規則第 7 号）の一部を改正する規則を次のように制定することについて、委員会の議決を求める。

令和 2 年 3 月 30 日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

## 長浜市学校給食会規則の一部を改正する規則

長浜市学校給食会規則（平成 30 年長浜市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 3 号オ中「及び長浜北部学校給食センター分室」を削る。

別表を次のように改める。

## 別表（第 7 条関係）

区分	長浜南部学校給食センター	長浜北部学校給食センター	
配食校園	幼稚園 9 園	長浜幼稚園	びわ南小学校
		長浜北幼稚園	びわ北小学校
		長浜西幼稚園	朝日小学校
		わかば幼稚園	速水小学校
		神照幼稚園	小谷小学校
		南郷里幼稚園	富永小学校
		北郷里幼稚園	高月小学校
		長浜南認定こども園	古保利小学校
		湖北幼稚園	七郷小学校
	小学校 9 校	長浜小学校	高時小学校
		長浜北小学校	木之本小学校
		神照小学校	伊香具小学校
		南郷里小学校	塩津小学校
		北郷里小学校	永原小学校
		長浜南小学校	中学校 5 校
		びわ中学校	

		湯田小学校		湖北中学校
		田根小学校		高月中学校
		浅井小学校		木之本中学校
	中学校 5 校	西中学校	義務教育学校 1 校	西浅井中学校
		北中学校		余呉小中学校
		東中学校		
		南中学校		
		浅井中学校		
	義務教育学校 1 校	虎姫学園		
理事数	7 人		6 人	

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

長浜市学校給食会規則の一部改正について【新旧対照表】

新				旧			
(役員を選任) 第7条 役員は、次により定める。 (1)・(2) (略) (3) 理事は、次の者に会長が委嘱する。 ア～エ (略) オ ウ及びエの学校給食センター(以下、「各学校給食センター」という。)が配食する小学校、中学校、義務教育学校の校長及び幼稚園の園長の中から別表により会長が選出した者 カ (略) (4) (略) 2 (略)				(役員を選任) 第7条 役員は、次により定める。 (1)・(2) (略) (3) 理事は、次の者に会長が委嘱する。 ア～エ (略) オ ウ及びエの学校給食センター(以下、「各学校給食センター」という。)及び長浜北部学校給食センター分室が配食する小学校、中学校、義務教育学校の校長及び幼稚園の園長の中から別表により会長が選出した者 カ (略) (4) (略) 2 (略)			
別表(第7条関係)				別表(第7条関係)			
配食校園	区分	長浜南部学校給食センター	長浜北部学校給食センター	配食校園	区分	長浜南部学校給食センター	長浜北部学校給食センター(分室含む)
		幼稚園9園	小学校14校			幼稚園9園	小学校15校
		長浜幼稚園	びわ南小学校			長浜幼稚園	びわ南小学校
		長浜北幼稚園	びわ北小学校			長浜北幼稚園	びわ北小学校
		長浜西幼稚園	朝日小学校			長浜西幼稚園	朝日小学校
		わかば幼稚園	速水小学校			わかば幼稚園	速水小学校
		神照幼稚園	小谷小学校			神照幼稚園	小谷小学校
		南郷里幼稚園	富永小学校			南郷里幼稚園	富永小学校
		北郷里幼稚園	高月小学校			北郷里幼稚園	高月小学校
		長浜南認定こども園	古保利小学校			長浜南幼稚園	古保利小学校
		湖北幼稚園	七郷小学校			湖北幼稚園	七郷小学校
		長浜小学校	(削除)			長浜小学校	杉野小学校
		長浜北小学校	高時小学校			長浜北小学校	高時小学校
		神照小学校	木之本小学校			神照小学校	木之本小学校
		南郷里小学校	伊香具小学校			南郷里小学校	伊香具小学校
		北郷里小学校	塩津小学校			南郷里小学校	伊香具小学校

新				旧			
中学校5校	区分	長浜南小学校	永原小学校	中学校5校	区分	北郷里小学校	塩津小学校
		湯田小学校	びわ中学校			長浜南小学校	永原小学校
		田根小学校	湖北中学校		湯田小学校	びわ中学校	
		浅井小学校	高月中学校		田根小学校	湖北中学校	
		(削除)	木之本中学校		浅井小学校	高月中学校	
		西中学校	(削除)		虎姫小学校	木之本中学校	
		北中学校	西浅井中学校		西中学校	杉野中学校	
		東中学校	余呉小中学校		北中学校	西浅井中学校	
		南中学校			東中学校	余呉小中学校	
		浅井中学校			南中学校		
		(削除)			浅井中学校		
義務教育学校1校		虎姫学園			虎姫中学校		
理事数		7人	6人	理事数		7人	6人

# 条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課

議案番号：第16号

件 名：長浜市立幼稚園の管理運営に関する規則及び長浜市通園バス運行管理規則の一部改正について

## 第1 提出理由

長浜南幼稚園が令和2年4月1日に長浜南認定こども園へ移行することに伴い、関係規則の一部を改正するもの。

## 第2 要点

- 1 長浜市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正  
幼稚園型認定こども園における、利用できる者、学期及び休業日、2号認定こどもの給食費の特例をそれぞれ規定するもの。
- 2 長浜市通園バス運行管理規則の一部改正  
通園バスを運行する園を規定する別表において「長浜南幼稚園」を「長浜南認定こども園」に改めるもの。
- 3 長浜市立学校給食センター規則の一部改正  
長浜市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正に伴い、長浜市立学校給食センター規則中で引用する条項にズレが生じたため改正するもの。

## 第3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

長浜市立幼稚園の管理運営に関する規則及び長浜市通園バス運行管理規則の一部改正について

長浜市立幼稚園の管理運営に関する規則及び長浜市通園バス運行管理規則の一部を次のように改正することについて、委員会の議決を求める。

令和2年3月30日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

長浜市立幼稚園の管理運営に関する規則及び長浜市通園バス運行管理規則の一部を改正する規則

(長浜市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 長浜市立幼稚園の管理運営に関する規則(平成18年長浜市教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

第3条中「幼児」の次に「で、次に掲げる者」を加え、同条に次の表を加える。

区分	利用できる者
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第1項の認定を受けた幼稚園(以下「幼稚園型認定こども園」という。)	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものとして同法第20条第1項の規定による認定を受けている保護者の子ども(以下「1号認定こども」という。) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものとして同法第20条第1項の規定による認定を受けている保護者の子ども(以下「2号認定こども」という。)
幼稚園型認定こども園を除く幼稚園	1号認定こども

第4条中「及び休業日」及び「及び第3条」を削り、同条に次の3項を加える。

- 2 幼稚園(幼稚園型認定こども園を除く。)及び幼稚園型認定こども園の1号認定こどもに係る休業日(子ども・子育て支援法第19条第1項各号に掲げる者に係る教育又は保育の提供を行わない日をいう。以下同じ。)は、長浜市立学校の管理運営に関する規則第3条の定めるところによる。
- 3 幼稚園型認定こども園の2号認定こどもに係る休業日は、長浜市保育所規則(平成18年長浜市規則第79号)第3条の定めるところによる。この場合において、同条中「市長」とあるのは「長浜市教育委員会」とする。
- 4 幼稚園型認定こども園の園長は、前2項の規定にかかわらず、学校教育上必要があると認めるときは、授業許可願及び勤務時間の割振り臨時変更申請書を提出し教育委

員会の許可を受けて、授業日と休業日とを振り替え、又は休業日に授業を行うことができる。

第4条の次に次の1条を加える。

(幼稚園型認定こども園の給食費の特例)

第4条の2 幼稚園型認定こども園の2号認定こどもの給食費は、長浜市立学校給食センター規則(平成18年長浜市教育委員会規則第22号)第16条に定める学校給食に係る負担金のほか別表に定めるところによる。

2 特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる世帯における副食費又は副食費(補食分)の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に2人目の子ども 750円(8月にあっては2,250円)

(2) 特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に3人目以降の子ども 0円

3 2号認定こどもの保護者は、給食費を毎月末日(その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に該当するときには、これらの日の翌日)までに納入しなければならない。

4 市長は、特に必要があると認めるときは、給食費を減免することができる。この場合において、減免の基準、手続その他必要な事項は、長浜市立認定こども園の管理運営に関する規則(平成21年長浜市規則第16号)第6条の規定を準用する。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第4条の2関係)

区分	給食費
8月以外の月	月額1,500円(副食費(補食分))
8月	月額400円(主食費) 月額4,500円(副食費)

(長浜市通園バス運行管理規則の一部改正)

第2条 長浜市通園バス運行管理規則(平成24年長浜市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表中「長浜南幼稚園」を「長浜南認定こども園」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(長浜市立学校給食センター規則の一部改正)

2 長浜市立学校給食センター規則(平成18年長浜市教育委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条第1号中「第5条」を「第4条第2項」に改める。



長浜市立幼稚園の管理運営に関する規則 新旧対照表【第1条関係】

新	旧						
<p>(利用資格)</p> <p><b>第3条</b> 幼稚園を利用することのできる者は、長浜市内在住者の子で、小学校就学始期の3年前の日において、満3歳に達している幼児で、次に掲げる者とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">利用できる者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けた幼稚園（以下「幼稚園型認定こども園」という。）</td> <td>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものとして同法第20条第1項の規定による認定を受けている保護者の子ども（以下「1号認定こども」という。） 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものとして同法第20条第1項の規定による認定を受けている保護者の子ども（以下「2号認定こども」という。）</td> </tr> <tr> <td>幼稚園型認定こども園を除く幼稚園</td> <td>1号認定こども</td> </tr> </tbody> </table> <p>(学期及び休業日)</p> <p><b>第4条</b> 幼稚園の学期は、長浜市立学校の管理運営に関する規則（平成18年長浜市教育委員会規則第16号）第2条の定めるところによる。</p> <p>2 幼稚園（幼稚園型認定こども園を除く。）及び幼稚園型認定こども園の1号認定こどもに係るの休業日（子ども・子育て支援法第19条第1項各号に掲げる者に係る教育又は保育の提供を行わない日をいう。以下同じ。）は、長浜市立学校の管理運営に関する規則第3条の定めるところによる。</p> <p>3 幼稚園型認定こども園の2号認定こどもに係る休業日は、長浜市保育所規則（平成18年長浜市規則第79号）第3条の定めるところによる。この場合において、同条中「市長」とあるのは「長浜市教育委員会」とする。</p> <p>4 幼稚園型認定こども園の園長は、前2項の規定にかかわらず、学校教育上必要があると認めるときは、授業許可願及び勤務時間の割振り臨時変更申請書を提出し教育委員会の許可を受けて、授業日と休業日とを振り替え、又は休業日に授業を行うことができる。</p>	区分	利用できる者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けた幼稚園（以下「幼稚園型認定こども園」という。）	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものとして同法第20条第1項の規定による認定を受けている保護者の子ども（以下「1号認定こども」という。） 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものとして同法第20条第1項の規定による認定を受けている保護者の子ども（以下「2号認定こども」という。）	幼稚園型認定こども園を除く幼稚園	1号認定こども	<p>(利用資格)</p> <p><b>第3条</b> 幼稚園を利用することのできる者は、長浜市内在住者の子で、小学校就学始期の3年前の日において、満3歳に達している幼児とする。</p> <p>(学期及び休業日)</p> <p><b>第4条</b> 幼稚園の学期及び休業日は、長浜市立学校の管理運営に関する規則（平成18年長浜市教育委員会規則第16号）第2条及び第3条の定めるところによる。</p>
区分	利用できる者						
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けた幼稚園（以下「幼稚園型認定こども園」という。）	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものとして同法第20条第1項の規定による認定を受けている保護者の子ども（以下「1号認定こども」という。） 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものとして同法第20条第1項の規定による認定を受けている保護者の子ども（以下「2号認定こども」という。）						
幼稚園型認定こども園を除く幼稚園	1号認定こども						

新	旧						
<p>(幼稚園型認定こども園の給食費の特例)</p> <p><b>第4条の2</b> 幼稚園型認定こども園の2号認定こどもの給食費は、長浜市立学校給食センター規則（平成18年長浜市教育委員会規則第22号）第16条に定める学校給食に係る負担金のほか別表に定めるところによる。</p> <p>特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる世帯における副食費又は副食費（補食分）の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に同じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に2人目の子ども 750円（8月にあっては2,250円）</p> <p>(2) 特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に3人目以降の子ども 0円</p> <p>3 2号認定こどもの保護者は、給食費を毎月末日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に該当するときは、これらの日の翌日）までに納入しなければならない。</p> <p>4 市長は、特に必要があると認めるときは、給食費を減免することができる。この場合において、減免の基準、手続その他必要な事項は、長浜市立認定こども園の管理運営に関する規則（平成21年長浜市規則第16号）第6条の規定を準用する。</p> <p>別表（第4条の2関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">給食費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8月以外の月</td> <td>月額1,500円（副食費（補食分））</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>月額400円（主食費） 月額4,500円（副食費）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	給食費	8月以外の月	月額1,500円（副食費（補食分））	8月	月額400円（主食費） 月額4,500円（副食費）	
区分	給食費						
8月以外の月	月額1,500円（副食費（補食分））						
8月	月額400円（主食費） 月額4,500円（副食費）						

長浜市通園バス運行管理規則 新旧対照表【第2条関係】

新	旧
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
運行する園	運行する園
(1) 長浜南認定こども園	(1) 長浜南幼稚園
(略)	(略)

長浜市立学校給食センター規則 新旧対照表【附則第2項関係】

新	旧
<p>(給食の実施日)</p> <p><b>第3条</b> 学校給食センターにおいて給食を行う日は、長浜市立学校の管理運営に関する規則（平成18年長浜市教育委員会規則第16号）第2条（長浜市立幼稚園の管理運営に関する規則（平成18年長浜市教育委員会規則第20号）<u>第4条第2項</u>において準用する場合を含む。）に規定する学校の学期の期間とする。</p> <p>(休業日)</p> <p><b>第4条</b> 学校給食センターの休業日は、次に掲げる日とする。</p> <p>(1) 長浜市立学校の管理運営に関する規則第3条第1項第1号から第6号まで（長浜市立幼稚園の管理運営に関する規則<u>第4条第2項</u>において準用する場合を含む。）に定める日</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(給食の実施日)</p> <p><b>第3条</b> 学校給食センターにおいて給食を行う日は、長浜市立学校の管理運営に関する規則（平成18年長浜市教育委員会規則第16号）第2条（長浜市立幼稚園の管理運営に関する規則（平成18年長浜市教育委員会規則第20号）<u>第5条</u>において準用する場合を含む。）に規定する学校の学期の期間とする。</p> <p>(休業日)</p> <p><b>第4条</b> 学校給食センターの休業日は、次に掲げる日とする。</p> <p>(1) 長浜市立学校の管理運営に関する規則第3条第1項第1号から第6号まで（長浜市立幼稚園の管理運営に関する規則<u>第5条</u>において準用する場合を含む。）に定める日</p> <p>(2) (略)</p>

# 条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：すこやか教育推進課

議案番号：第17号

件 名：長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱の一部改正について

## 第1 提出理由

- (1) 国の要保護児童生徒援助費補助金の予算単価等が令和2年度に見直されることに伴い、市の学用品費等に関する対象経費の給付限度額を改正する。
- (2) 上記(1)の給付限度額の改正により、入学前応援金の給付を受けた者に不利益が生じないように差額分を支給できる規定を追加する。
- (3) 新入学児童生徒学用品費等の給付対象者について、認定基準を明確に示すため「年度当初」を「4月」に改正する。

## 第2 要点

- (1) 学用品費、新入学児童生徒学用品費等に関する対象経費の給付限度額の見直し

・長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱  
(現行) ※影響のある経費のみ抜粋

対象経費等		児童 (小学生)	生徒 (中学生)
学用品費、通学用品費及び校外活動費 (宿泊を伴わないもの) の合計	第1学年	13,100円	24,800円
	その他の学年	15,350円	27,050円
新入学児童生徒学用品費等		50,600円	57,400円
校外活動費 (宿泊を伴うもの)		3,650円	6,150円
入学前応援金		50,600円	57,400円

(改正案) ※影響のある経費のみ抜粋

対象経費等		児童 (小学生)	生徒 (中学生)
学用品費、通学用品費及び校外活動費 (宿泊を伴わないもの) の合計	第1学年	13,230円	25,040円
	その他の学年	15,500円	27,310円
新入学児童生徒学用品費等		51,060円	60,000円
校外活動費 (宿泊を伴うもの)		3,690円	6,210円
入学前応援金		51,060円	60,000円

(2) 入学前応援金増額分の支給（第3条2項）について

国の要保護児童生徒援助費補助金の予算単価等が令和2年度に見直されることによって、就学援助費（新入学児童生徒学用品費）の額が前年度の応援金の額を上回る場合がある。そのため、入学前応援金の受給者に不利益が生じないように差額分を支給できる規定を追加する。

(3) 新入学児童生徒学用品費等の給付対象者（第2条第1項第4号）について

第2条第1項第4号における新入学児童生徒学用品費等の給付対象者について、現行では「年度当初」となっており認定基準が不明確の状況である。そのため、給付対象者を4月認定者である旨、明確に示すため「年度当初」を「4月」に改正する。

### 第3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱の一部改正について

長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱の一部を次のように改正することについて、委員会の議決を求める。

令和2年3月30日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱（平成18年長浜市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「年度当初」を「4月」に改める。

第3条に次の1項を加える。

2 新入学児童生徒学用品費等の額が前年度に給付した応援金の額を上回る場合は、援助費の認定を受けた者に差額分を給付することができる。

第4条第1項第2号イ中「1.31」を「1.33」に改め、同条第2項第2号中「1.33」を「1.35」に改める。

別表中「13,100円」を「13,230円」に、「24,800円」を「25,040円」に、「15,350円」を「15,500円」に、「27,050円」を「27,310円」に改め、同表新入学児童生徒学用品費等の項児童（小学生）の欄中「50,600円」を「51,060円」に改め、同項生徒（中学生）の欄中「57,400円」を「60,000円」に改め、同表校外活動費（宿泊を伴うもの）の項児童（小学生）の欄中「3,650円」を「3,690円」に改め、同項生徒（中学生）の欄中「6,150円」を「6,210円」に改め、同表入学前応援金の項児童（小学生）の欄中「50,600円」を「51,060円」に改め、同項生徒（中学生）の欄中「57,400円」を「60,000円」に改める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱の一部改正について【新旧対照表】

新	旧
<p>(給付対象経費)</p> <p><b>第2条</b> この要綱による就学援助費（以下「援助費」という。）を給付することのできる対象経費は、次に掲げるとおりとする。ただし、第6号及び第7号の費用については、長浜市立の小学校、中学校及び義務教育学校に在学する者に限る。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 新入学児童生徒学用品費等 4月に援助費給付対象として認定された新入学児童又は生徒（義務教育学校の後期課程1年目の生徒を含む。）が通常必要とする学用品、通学用品（ランドセル、かばん、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等）の価額又は購入費の額</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(給付金額)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p><b>2</b> 新入学児童生徒学用品費等の額が前年度に給付した応援金の額を上回る場合は、援助費の認定を受けた者に差額分を給付することができる。</p> <p>(給付対象者)</p> <p><b>第4条</b> 援助費の給付対象者は、児童又は生徒の保護者で、長浜市内に住所を有し、次の各号いずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 準要保護者 次のアからウまでのいずれかに該当し、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者</p> <p>ア (略)</p> <p>イ ア以外の者で、世帯全員の前年の総収入額から必要経費を控除した額（給与所得の場合は、所得税法（昭和40年法律第33号）別表第5の付表を準用したときの給与控除後の給与等の金額とする。以下「所得額」という。）が、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号、以下「生活保護基準」という。）に定める基準生活費及び教育扶助の額（援助費給付年度の4月1日現在で算出するものとする。）の合計額を年額に換算し1.33を乗じて得た額（住居を有</p>	<p>(給付対象経費)</p> <p><b>第2条</b> この要綱による就学援助費（以下「援助費」という。）を給付することのできる対象経費は、次に掲げるとおりとする。ただし、第6号及び第7号の費用については、長浜市立の小学校、中学校及び義務教育学校に在学する者に限る。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 新入学児童生徒学用品費等 年度当初に援助費給付対象として認定された新入学児童又は生徒（義務教育学校の後期課程1年目の生徒を含む。）が通常必要とする学用品、通学用品（ランドセル、かばん、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等）の価額又は購入費の額</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(給付金額)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>(給付対象者)</p> <p><b>第4条</b> 援助費の給付対象者は、児童又は生徒の保護者で、長浜市内に住所を有し、次の各号いずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 準要保護者 次のアからウまでのいずれかに該当し、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者</p> <p>ア (略)</p> <p>イ ア以外の者で、世帯全員の前年の総収入額から必要経費を控除した額（給与所得の場合は、所得税法（昭和40年法律第33号）別表第5の付表を準用したときの給与控除後の給与等の金額とする。以下「所得額」という。）が、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号、以下「生活保護基準」という。）に定める基準生活費及び教育扶助の額（援助費給付年度の4月1日現在で算出するものとする。）の合計額を年額に換算し1.31を乗じて得た額（住居を有</p>

新	旧																																																						
<p>しない場合は、生活保護基準の住宅扶助の年額を限度として、家賃・間代を加算する。)以下である世帯の者</p> <p>ウ (略)</p> <p><b>2</b> 応援金の給付対象者は、入学予定者の保護者で、長浜市内に住所を有し、次の各号いずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号以外の者で、所得額が、生活保護基準に定める基準生活費及び教育扶助の額（応援金給付年度の2月1日現在で算出するものとする。）の合計額を年額に換算し1.35を乗じて得た額（住居を有しない場合は、生活保護基準の住宅扶助の年額を限度として、家賃・間代を加算する。）以下である世帯の者</p> <p>(3) (略)</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">対象経費等</th> <th style="text-align: center;">児童（小学生）</th> <th style="text-align: center;">生徒（中学生）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">学用品費、通学用品費及び校外活動費（宿泊を伴わないものに限る。）の合計</td> <td style="text-align: center;">第1学年</td> <td style="text-align: center;">13,230円</td> <td style="text-align: center;">25,040円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の学年</td> <td style="text-align: center;">15,500円</td> <td style="text-align: center;">27,310円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">新入学児童生徒学用品費等</td> <td style="text-align: center;">51,060円</td> <td style="text-align: center;">60,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">校外活動費（宿泊を伴うもの）</td> <td style="text-align: center;">3,690円</td> <td style="text-align: center;">6,210円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">入学前応援金</td> <td style="text-align: center;">51,060円</td> <td style="text-align: center;">60,000円</td> </tr> </tbody> </table>	対象経費等		児童（小学生）	生徒（中学生）	学用品費、通学用品費及び校外活動費（宿泊を伴わないものに限る。）の合計	第1学年	13,230円	25,040円	その他の学年	15,500円	27,310円	新入学児童生徒学用品費等		51,060円	60,000円	校外活動費（宿泊を伴うもの）		3,690円	6,210円	(略)				入学前応援金		51,060円	60,000円	<p>しない場合は、生活保護基準の住宅扶助の年額を限度として、家賃・間代を加算する。)以下である世帯の者</p> <p>ウ (略)</p> <p><b>2</b> 応援金の給付対象者は、入学予定者の保護者で、長浜市内に住所を有し、次の各号いずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号以外の者で、所得額が、生活保護基準に定める基準生活費及び教育扶助の額（応援金給付年度の2月1日現在で算出するものとする。）の合計額を年額に換算し1.33を乗じて得た額（住居を有しない場合は、生活保護基準の住宅扶助の年額を限度として、家賃・間代を加算する。）以下である世帯の者</p> <p>(3) (略)</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">対象経費等</th> <th style="text-align: center;">児童（小学生）</th> <th style="text-align: center;">生徒（中学生）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">学用品費、通学用品費及び校外活動費（宿泊を伴わないものに限る。）の合計</td> <td style="text-align: center;">第1学年</td> <td style="text-align: center;">13,100円</td> <td style="text-align: center;">24,800円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の学年</td> <td style="text-align: center;">15,350円</td> <td style="text-align: center;">27,050円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">新入学児童生徒学用品費等</td> <td style="text-align: center;">50,600円</td> <td style="text-align: center;">57,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">校外活動費（宿泊を伴うもの）</td> <td style="text-align: center;">3,650円</td> <td style="text-align: center;">6,150円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">入学前応援金</td> <td style="text-align: center;">50,600円</td> <td style="text-align: center;">57,400円</td> </tr> </tbody> </table>	対象経費等		児童（小学生）	生徒（中学生）	学用品費、通学用品費及び校外活動費（宿泊を伴わないものに限る。）の合計	第1学年	13,100円	24,800円	その他の学年	15,350円	27,050円	新入学児童生徒学用品費等		50,600円	57,400円	校外活動費（宿泊を伴うもの）		3,650円	6,150円	(略)				入学前応援金		50,600円	57,400円
対象経費等		児童（小学生）	生徒（中学生）																																																				
学用品費、通学用品費及び校外活動費（宿泊を伴わないものに限る。）の合計	第1学年	13,230円	25,040円																																																				
	その他の学年	15,500円	27,310円																																																				
新入学児童生徒学用品費等		51,060円	60,000円																																																				
校外活動費（宿泊を伴うもの）		3,690円	6,210円																																																				
(略)																																																							
入学前応援金		51,060円	60,000円																																																				
対象経費等		児童（小学生）	生徒（中学生）																																																				
学用品費、通学用品費及び校外活動費（宿泊を伴わないものに限る。）の合計	第1学年	13,100円	24,800円																																																				
	その他の学年	15,350円	27,050円																																																				
新入学児童生徒学用品費等		50,600円	57,400円																																																				
校外活動費（宿泊を伴うもの）		3,650円	6,150円																																																				
(略)																																																							
入学前応援金		50,600円	57,400円																																																				

# 条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：すこやか教育推進課

議案番号：第18号

件 名：長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部改正について

## 第1 提出理由

国の特別支援教育就学奨励費補助金の予算単価等が見直されることに伴い、市の学用品費等に関する対象経費の給付限度額を改正する。

## 第2 要点

学用品費、新入学児童生徒学用品費等に関する対象経費の給付限度額の見直し

### 長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱

(現行) ※影響のある経費のみ抜粋

区分		小・中等の別	給付限度額
校外活動費（宿泊を伴わないもの）		小学校、義務教育学校（前期課程）	790円
		中学校、義務教育学校（後期課程）	1,145円
校外活動費（宿泊を伴うもの）		小学校、義務教育学校（前期課程）	1,825円
		中学校、義務教育学校（後期課程）	3,075円
学用品費		小学校、義務教育学校（前期課程）	5,760円
		中学校、義務教育学校（後期課程）	11,255円
新入学児童生徒学用品費等		小学校、義務教育学校（前期課程）	25,300円
		中学校、義務教育学校（後期課程）	28,700円
体育実技用品費	スキー等	小学校、義務教育学校（前期課程）	13,120円
	柔道	中学校、義務教育学校（後期課程）	3,785円
	剣道		26,190円
	スキー等		18,825円

(改正案) ※影響のある経費のみ抜粋

区分		小・中等の別	給付限度額
校外活動費（宿泊を伴わないもの）		小学校、義務教育学校（前期課程）	800円
		中学校、義務教育学校（後期課程）	1,155円
校外活動費（宿泊を伴うもの）		小学校、義務教育学校（前期課程）	1,845円
		中学校、義務教育学校（後期課程）	3,105円
学用品費		小学校、義務教育学校（前期課程）	5,820円
		中学校、義務教育学校（後期課程）	11,370円
新入学児童生徒学用品費等		小学校、義務教育学校（前期課程）	25,555円
		中学校、義務教育学校（後期課程）	28,990円

体育実技用品費	スキー等	小学校、義務教育学校（前期課程）	13,255円
	柔道	中学校、義務教育学校（後期課程）	3,825円
	剣道		26,455円
	スキー等		19,015円

### 第3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。



長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部改正について

長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部を次のように改正することについて、委員会の議決を求める。

令和2年3月30日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱（平成18年長浜市教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

校外活動費（宿泊を伴わないもの）の項給付限度額の欄中「790」を「800」に、「1,145」を「1,155」に改め、同表校外活動費（宿泊を伴うもの）の項給付限度額の欄中「1,825」を「1,845」に、「3,075」を「3,105」に改め、同表学用品費の項給付限度額の欄中「5,760」を「5,820」に、「11,255」を「11,370」に改め、同表新入学児童生徒学用品費等の項給付限度額の欄中「25,300」を「25,555」に、「28,700」を「28,990」に改め、同表体育実技用具費の項給付限度額の欄中「13,120」を「13,255」に、「3,785」を「3,825」に、「26,190」を「26,455」に、「18,825」を「19,015」に改める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部改正について【新旧対照表】

新			旧		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
区分	小・中等の別	給付限度額	区分	小・中等の別	給付限度額
(略)					
校外活動費（宿泊を伴わないもの）	小学校、義務教育学校（前期課程）	800円	校外活動費（宿泊を伴わないもの）	小学校、義務教育学校（前期課程）	790円
	中学校、義務教育学校（後期課程）	1,155円		中学校、義務教育学校（後期課程）	1,145円
校外活動費（宿泊を伴うもの）	小学校、義務教育学校（前期課程）	1,845円	校外活動費（宿泊を伴うもの）	小学校、義務教育学校（前期課程）	1,825円
	中学校、義務教育学校（後期課程）	3,105円		中学校、義務教育学校（後期課程）	3,075円
学用品費	小学校、義務教育学校（前期課程）	5,820円	学用品費	小学校、義務教育学校（前期課程）	5,760円
	中学校、義務教育学校（後期課程）	11,370円		中学校、義務教育学校（後期課程）	11,255円
新入学児童生徒学用品費等	小学校、義務	25,555円	新入学児童生徒学用品費等	小学校、義務	25,300円

新			旧			
		教育学校（前期課程）			教育学校（前期課程）	
		中学校、義務教育学校（後期課程）			中学校、義務教育学校（後期課程）	
					28,700円	
体育実技用具費	スキー等	小学校、義務教育学校（前期課程）	体育実技用具費	スキー等	小学校、義務教育学校（前期課程）	
	柔道			13,255円	柔道	3,785円
	剣道	中学校、義務教育学校（後期課程）		26,455円	剣道	26,190円
	スキー等			19,015円	スキー等	18,825円
(略)						

## 条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：すこやか教育推進課

議案番号：第19号

件 名：長浜市児童生徒遠距離通学扶助費支給要綱の一部改正について

### 第1 提出理由

- (1) 令和2年度の永原小学校入学予定者（菅浦地区）が通学にコミュニティバス（おでかけワゴン）を利用することに伴い、支給対象区域に永原小学校（菅浦地区）を追加する。

### 第2 要点

- (1) 別表に永原小学校（菅浦地区）を対象区域に追加

#### 長浜市児童生徒遠距離通学扶助費支給要綱

(現行)

学校名	対象学年	対象区域
神照小学校	1～2学年	今町
古保利小学校	全学年	高月町片山
伊香具小学校	全学年	木之本町飯浦、木之本町山梨子
余呉小中学校	1～6学年	余呉町坂口、余呉町下余呉（江土地先を除く。）余呉町中河内、余呉町椿坂、余呉町柳ヶ瀬、余呉町小谷
塩津小学校	全学年	西浅井町沓掛、西浅井町集福寺
浅井中学校	全学年	高山町、草野町、寺師町、西村町、太田町、野瀬町、郷野町、鍛冶屋町、岡谷町
余呉小中学校	7～9学年	余呉町菅並、余呉町摺墨、余呉町上丹生、余呉町下丹生、余呉町中河内、余呉町椿坂、余呉町柳ヶ瀬、余呉町小谷（12月から翌年3月まで）
西浅井中学校	全学年	西浅井町沓掛、西浅井町集福寺、西浅井町月出

(改正案)

学校名	対象学年	対象区域
神照小学校	1～2学年	今町
古保利小学校	全学年	高月町片山
伊香具小学校	全学年	木之本町飯浦、木之本町山梨子

余呉小中学校	1～6 学年	余呉町坂口、余呉町下余呉（江土地先を除く。）余呉町中河内、余呉町椿坂、余呉町柳ヶ瀬、余呉町小谷
塩津小学校	全学年	西浅井町沓掛、西浅井町集福寺
永原小学校	全学年	西浅井町菅浦
浅井中学校	全学年	高山町、草野町、寺師町、西村町、太田町、野瀬町、郷野町、鍛冶屋町、岡谷町
余呉小中学校	7～9 学年	余呉町菅並、余呉町摺墨、余呉町上丹生、余呉町下丹生、余呉町中河内、余呉町椿坂、余呉町柳ヶ瀬、余呉町小谷（12月から翌年3月まで）
西浅井中学校	全学年	西浅井町沓掛、西浅井町集福寺、西浅井町月出

### 第3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

長浜市児童生徒遠距離通学扶助費支給要綱の一部改正について

長浜市児童生徒遠距離通学扶助費支給要綱の一部を次のように改正することについて、委員会の議決を求める。

令和2年3月30日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

長浜市児童生徒遠距離通学扶助費支給要綱（平成22年長浜市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

別表塩津小学校の項の次に次のように加える。

永原小学校	全学年	西浅井町菅浦
-------	-----	--------

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

長浜市児童生徒遠距離通学扶助費支給要綱の一部改正について【新旧対照表】

新			旧		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
学校名	対象学年	対象区域	学校名	対象学年	対象区域
(略)			(略)		
塩津小学校	全学年	西浅井町沓掛、西浅井町集福寺	塩津小学校	全学年	西浅井町沓掛、西浅井町集福寺
永原小学校	全学年	西浅井町菅浦	浅井中学校	全学年	高山町、草野町、寺師町、西村町、太田町、野瀬町、郷野町、鍛冶屋町、岡谷町
浅井中学校	全学年	高山町、草野町、寺師町、西村町、太田町、野瀬町、郷野町、鍛冶屋町、岡谷町	(略)		
(略)					

# 条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：教育センター

議案番号：第20号

件 名：長浜市適応指導教室実施要綱の一部改正について

## 第1 提出理由

従来の「適応指導教室」は、学校復帰に向けて集団に適応させるという意味合いが強いものであったが、文部科学省からの令和元年10月25日付の通知文「不登校児童生徒への支援の在り方について」には、「学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある」と明記されていることを鑑み、さらなる機能の拡充のため「こどもサポートルームなないろ」に改める。

## 第2 要点

### (1) 題名の改正

「長浜市適応指導教室実施要綱」を「長浜市こどもサポートルームなないろ実施要綱」に改める。

### (2) 設置目的の改正

第1条を「学校生活への復帰や社会的な自立に向けて支援する」に改める。

### (3) 総称の改正

「適応指導教室」を「こどもサポートルームなないろ」に改める。

### (4) 「こどもサポートルームなないろ」の名称の改正

「適応指導教室 ひまわり」を「ひまわり」に改める。

「適応指導教室 あざい」を「あざい」に改める。

「適応指導教室 大地の家」を「大地の家」に改める。

「適応指導教室 ジョイ」を「ジョイ」に改める。

## 第3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

長浜市適応指導教室実施要綱の一部改正について

長浜市適応指導教室実施要綱の一部を次のように改正することについて、委員会の議決を求める。

令和2年3月30日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

長浜市適応指導教室実施要綱（平成27年長浜市教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

題名中「適応指導教室」を「こどもサポートルームなないろ」に改める。

第1条中「学校生活への復帰を支援する」を「学校生活への復帰や社会的な自立に向けて支援する」に、「適応指導教室」を「こどもサポートルームなないろ」に改める。

第2条の表以外の部分中「適応指導教室」を「こどもサポートルームなないろ」に改め、同条の表中「適応指導教室」を削る。

第3条及び第5条中「適応指導教室」を「こどもサポートルームなないろ」に改める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。



長浜市適応指導教室実施要綱の一部改正について【新旧対照表】

新	旧																				
<p style="text-align: center;"><u>長浜市子どもサポートセンターなないろ実施要綱</u></p> <p>(設置) 第1条 市内の学校に在籍する児童生徒のうち、不登校をはじめ学校で不適応を起している児童生徒を対象に、<u>教育相談及び適応指導</u>を実施することにより<u>学校生活への復帰や社会的な自立に向けて支援</u>することを目的として、<u>子どもサポートセンターなないろ</u>を設置する。</p> <p>(名称及び位置) 第2条 <u>子どもサポートセンターなないろ</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「ひまわり」</td> <td>長浜市列見町11番地10号</td> </tr> <tr> <td>「あざい」</td> <td>長浜市内保町2682番地</td> </tr> <tr> <td>「大地の家」</td> <td>長浜市内保町2490番地 1</td> </tr> <tr> <td>「ジョイ」</td> <td>長浜市高月町渡岸寺160番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業) 第3条 <u>子どもサポートセンターなないろ</u>においては、次の事業を行う。 (1)～(3) (略) (4) その他<u>子どもサポートセンターなないろ</u>の目的を達成するために必要なこと。</p> <p>(所管と職員) 第5条 <u>子どもサポートセンターなないろ</u>は、長浜市教育センター教育相談室の所管とし、必要な職員を置く。</p>	名称	位置	「ひまわり」	長浜市列見町11番地10号	「あざい」	長浜市内保町2682番地	「大地の家」	長浜市内保町2490番地 1	「ジョイ」	長浜市高月町渡岸寺160番地	<p style="text-align: center;"><u>長浜市適応指導教室実施要綱</u></p> <p>(設置) 第1条 市内の学校に在籍する児童生徒のうち、不登校をはじめ学校で不適応を起している児童生徒を対象に、<u>教育相談及び適応指導</u>を実施することにより<u>学校生活への復帰を支援</u>することを目的として、<u>適応指導教室</u>を設置する。</p> <p>(名称及び位置) 第2条 <u>適応指導教室</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>適応指導教室</u>「ひまわり」</td> <td>長浜市列見町11番地10号</td> </tr> <tr> <td><u>適応指導教室</u>「あざい」</td> <td>長浜市内保町2682番地</td> </tr> <tr> <td><u>適応指導教室</u>「大地の家」</td> <td>長浜市内保町2490番地 1</td> </tr> <tr> <td><u>適応指導教室</u>「ジョイ」</td> <td>長浜市高月町渡岸寺160番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業) 第3条 <u>適応指導教室</u>においては、次の事業を行う。 (1)～(3) (略) (4) その他<u>適応指導教室</u>の目的を達成するために必要なこと。</p> <p>(所管と職員) 第5条 <u>適応指導教室</u>は、長浜市教育センター教育相談室の所管とし、必要な職員を置く。</p>	名称	位置	<u>適応指導教室</u> 「ひまわり」	長浜市列見町11番地10号	<u>適応指導教室</u> 「あざい」	長浜市内保町2682番地	<u>適応指導教室</u> 「大地の家」	長浜市内保町2490番地 1	<u>適応指導教室</u> 「ジョイ」	長浜市高月町渡岸寺160番地
名称	位置																				
「ひまわり」	長浜市列見町11番地10号																				
「あざい」	長浜市内保町2682番地																				
「大地の家」	長浜市内保町2490番地 1																				
「ジョイ」	長浜市高月町渡岸寺160番地																				
名称	位置																				
<u>適応指導教室</u> 「ひまわり」	長浜市列見町11番地10号																				
<u>適応指導教室</u> 「あざい」	長浜市内保町2682番地																				
<u>適応指導教室</u> 「大地の家」	長浜市内保町2490番地 1																				
<u>適応指導教室</u> 「ジョイ」	長浜市高月町渡岸寺160番地																				

# 条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：教育指導課

議案番号：第21号

件 名：長浜市公立学校職員の職務及び服務に関する規程の一部改正について

## 第1 提出理由

昨今の働き方改革の流れから、滋賀県において、業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるため、滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例が一部改正された。これに伴い本市でも同様の対応をとる必要があるため、長浜市公立学校職員の職務及び服務に関する規程の一部を改正するもの

## 第2 要点

業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るため下記のとおり1条追加する。

(業務の量の管理、健康及び福祉の確保)

第9条 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。）第7条に規定する指針に基づき、業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるものとする。

## 第3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

長浜市公立学校職員の職務及び服務に関する規程の一部改正について

長浜市公立学校職員の職務及び服務に関する規程（平成 18 年長浜市教育委員会訓令第 8 号）の一部を次のように改正することについて、委員会の議決を求める。

令和 2 年 3 月 30 日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

長浜市公立学校職員の職務及び服務に関する規程（平成 18 年長浜市教育委員会訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条を第 25 条とし、第 9 条から第 23 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（業務の量の管理、健康及び福祉の確保）

第 9 条 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置（昭和 46 年法律第 77 号。）第 7 条に規定する指針に基づき、業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるものとする。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

長浜市公立学校職員の職務及び服務に関する規程の一部改正【新旧対照表】

新	旧
<p>第1条～第8条(略)</p> <p><u>(業務の量の管理、健康及び福祉の確保)</u></p> <p><u>第9条 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号。)第7条に規定する指針に基づき、業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(出退勤)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p> <p><u>第13条</u> (略)</p> <p><u>第14条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p><u>第15条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(出張)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>第17条</u> (略)</p> <p><u>第18条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(出退勤)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(出張)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

新	旧
<p>(私事旅行)</p> <p>第19条 (略)</p> <p><u>第20条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(研修)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(住所・改姓の手続)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(他の職務に従事する場合の申請)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>(補則)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>(6町編入に伴う経過措置)</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則(平成20年11月28日教委訓令第1号)</p> <p>(略)</p> <p>附 則(平成21年11月24日教委訓令第3号)</p> <p>(略)</p> <p>(施行期日)</p> <p>附 則(令和2年 月 日教委訓令第 号)</p> <p>この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>(私事旅行)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(研修)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(住所・改姓の手続)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(他の職務に従事する場合の申請)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(補則)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>(6町編入に伴う経過措置)</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則(平成20年11月28日教委訓令第1号)</p> <p>(略)</p> <p>附 則(平成21年11月24日教委訓令第3号)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>

議案第 22 号

長浜市社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条並びに長浜市社会教育委員設置に関する条例（平成 18 年条例第 187 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり長浜市社会教育委員を委嘱することについて、委員会の議決を求める。

令和 2 年 3 月 30 日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

委嘱 別紙のとおり

委員の任期は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

令和2年度・3年度長浜市社会教育委員

氏名	所属・経歴等	着任歴
大橋 松行	滋賀県立大学名誉教授	5期目
大橋 英子	滋賀文教短期大学教授	3期目
藤森 義夫	総合型地域スポーツクラブ「びわスポーツクラブ」代表	3期目
八田 忠士	長浜市スポーツ少年団本部長	3期目
森川 裕子	家庭教育支援チーム「えがお」	3期目
福永 諭介	湖北学生応援会議「ニョッキッキ」代表	3期目
二宮 保	滋賀県レクリエーション協会副会長	3期目
中川 順博	長浜市体育協会副理事長	3期目
藤居 みよし	読み聞かせボランティア会員	2期目
北川 佳子	長浜市子ども会連合会理事	2期目
片山 ひろみ	長浜市文化芸術協会理事	2期目
川瀬 寛子	長浜市家庭教育推進協議会委員 長浜市青少年問題協議会委員	新規
磯崎 真一	NPO法人 はまかる 代表 長浜文化芸術ユース会議サポートメンバー	新規
谷 寿子	元教職員 音楽指導者	新規

小・中学校より選出の委員は、新年度の校長会を経て4月定例会に提案する。

## 長浜市図書館協議会委員の委嘱について

図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 15 条及び長浜市立図書館条例（平成 18 年条例第 189 号）第 10 条の規定に基づき、次のとおり長浜市図書館協議会委員を委嘱することについて、委員会の議決を求める。

令和 2 年 3 月 30 日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

## 委嘱

区 分	氏 名	備 考	着任歴
学識経験者	塩見 昇	大阪教育大学名誉教授 日本図書館協会元理事長	4 期目
	國松 完二	京都橘大学教授 前滋賀県立図書館長	4 期目
	平井 むつみ	滋賀文教短期大学教授 同大学図書館長	4 期目
社会教育関係者	藤居 みよし	社会教育委員	新規
	小西 光代	タウン誌編集者	4 期目
	阿閉 正美	図書館音訳ボランティア	2 期目
家庭教育関係者	川瀬 寛子	家庭教育推進協議会委員	3 期目

- ・任期は令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- ・園、小・中学校より選出の委員は、新年度の園長会・校長会を経て、4 月定例会に提案する。

教育委員会の所属職員の任免について

教育委員会の所属職員を別紙のとおり任免することについて、委員会の議決を求める。

令和2年3月30日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信



## 長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：教育指導課

件 名：「長浜市外国語指導助手住居費補助金交付要綱」について

### 第1 制定理由

これまで、長浜市外国語指導助手の住居費に対して、住居手当として支給してきたが、令和2年度からの会計年度任用職員制度への移行により、手当として支給できなくなったため、住居手当相当分を補助金として支給するために、長浜市補助金等交付規則及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則に規定するもののほか、必要な事項を、この要綱に定めるものとする。

### 第2 要点

#### 1 補助対象者

この補助金の対象者は、令和2年4月1日時点において、本市に雇用されており、本市が借り上げた住居に居住し、その住居費を支払っている外国語指導助手とする。

#### 2 補助対象経費等

この補助金の対象経費は「家賃」とし、補助金額は、長浜市職員の給与に関する条例（平成18年長浜市条例第45号）第8条の3に規定する住居手当の例による額とする。

### 第3 施行期日

令和2年4月1日から施行し、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

## 長浜市外国語指導助手住居費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市の外国語教育を円滑に推進するため、長浜市外国語指導助手任用規則（令和2年長浜市教育委員会規則第5号）に基づき雇用した長浜市外国語指導助手（以下「外国語指導助手」という。）の住居費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 この補助金の対象者は、令和2年4月1日時点において、次の各号のいずれにも該当する外国語指導助手とする。

- (1) 本市に雇用されている者
- (2) 本市が借り上げた住宅に居住し、その住居費を支払っている者

### (補助対象経費等)

第3条 この補助金の対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助金額
家賃（敷金、礼金、更新料及び手数料は除く。）	長浜市職員の給与に関する条例（平成18年長浜市条例第45号）第8条の3に規定する住居手当の例による額

### (交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、長浜市外国語指導助手住居費補助金交付申請書兼請求書（別記様式）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 任用通知書等の写し
- (2) 家賃の額がわかる書類
- (3) 家賃を支払ったことが確認できる書類

2 前項の申請書兼請求書は、次に掲げる日までに市長に提出するものとする。

- (1) 当該年度の4月から7月までの家賃分 6月末日
- (2) 当該年度の8月から11月までの家賃分 10月末日
- (3) 当該年度の12月から3月までの家賃分 2月末日

3 市長は前2項の規定による申請書兼請求書の提出があったときは、内容を審査し、審査の結果適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

4 規則第14条に規定する実績報告は、第1項に規定する交付申請書兼請求書の提出をもってなされたものとみなす。

5 規則第15条に規定する補助金の額の確定は、第3項の規定による交付決定をもってなされたものとみなす。

### (端数計算)

第5条 規則第20条の3第6項の規定により市長が別に定める補助金の額の端数金額の

計算方法については、補助対象経費の合計額若しくは補助金の確定額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てないものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(告示の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別記様式（第4条関係）

長浜市外国語指導助手住居費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

長浜市長

あて

住所

氏名

印

長浜市外国語指導助手住居費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、次のとおり申請し、及び請求します。

申請期間	年 月分から		年 月分	
交付申請 (請求)額	円			
住宅の所在地				
入居期間	年 月 日から		年 月 日まで	
家賃の額 (月額)	円 (敷金、礼金、更新料、手数料は除く。)			
家賃の 支払状況	月分	金額	支払日	
		円	年 月 日	
		円	年 月 日	
		円	年 月 日	

- 添付書類
- 1 任用通知書等の写し
  - 2 家賃の額がわかる書類
  - 3 家賃を支払ったことが確認できる書類

## 長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：すこやか教育推進課  
件 名：長浜市財務規則の一部改正について

### 第1 制定・改廃理由

令和2年4月1日から長浜市北部学校給食センター分室が廃止されることに伴い、「長浜市財務規則」の一部を改正する必要があるため。

### 第2 要点

#### 【改正内容】

「長浜市財務規則」別表1から長浜北部学校給食センター分室を削除

### 第3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

長浜市財務規則の一部改正について 【新旧対照表】

新						旧					
別表第1 (第3条、第7条、第138条関係)						別表第1 (第3条、第7条、第138条関係)					
設置箇所	出納員	出納員の事務内容	現金取扱員	物品取扱員	物品管理者	設置箇所	出納員	出納員の事務内容	現金取扱員	物品取扱員	物品管理者
(略)						(略)					
長浜北部学校給食センター	所長	所管に属する収入金の収納及び物品の出納保管	出納員の指名した職員	出納員の指名した職員	所長	長浜北部学校給食センター	所長	所管に属する収入金の収納及び物品の出納保管	出納員の指名した職員	出納員の指名した職員	所長
幼児課	課長	所管に属する収入金の収納及び物品の出納保管	出納員の指名した職員	出納員の指名した職員	課長	長浜北部学校給食センター分室	室長	所管に属する収入金の収納及び物品の出納保管	出納員の指名した職員	出納員の指名した職員	室長
(略)						幼児課	課長	所管に属する収入金の収納及び物品の出納保管	出納員の指名した職員	出納員の指名した職員	課長
(略)						(略)					

## 長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課  
件 名：長浜市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正について

### 第1 制定・改廃理由

令和2年4月から実施する市立幼稚園預かり保育事業の利用料が無償化（令和元年10月1日制度開始）の対象となることから、支給方法に代理受領方式（現物給付）を加えるため、長浜市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正するもの。

### 第2 要点

第18条第2項に次の規定を追加し、第2項を第3項に改める

「前項の規定にかかわらず、長浜市立幼稚園保育料条例（平成18年2月13日長浜市条例第185号）第2条第2項に規定する預かり保育にかかる施設等利用費は、法第30条の11第3項に規定する方法によることができる。」

### 第3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

長浜市子ども・子育て支援法施行細則 新旧対照表

新	旧
<p>(施設等利用費の支給)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、長浜市立幼稚園保育料条例(平成18年長浜市条例第185号)第2条第2項に規定する預かり保育にかかる施設等利用費は、法第30条の11第3項に規定する方法によることができる。</p> <p>3 第1項の請求には、施設からの領収書等施設等利用費の支払を証明する書類及び必要に応じ別に定める書類を添付するものとする。</p>	<p>(施設等利用費の支給)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 前項の請求には、施設からの領収書等施設等利用費の支払を証明する書類及び必要に応じ別に定める書類を添付するものとする。</p>



## 長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課  
件 名：長浜市保育士等宿舎居住支援事業補助金交付要綱の一部改正について

## 第1 改正理由

本補助金は国の保育士宿舎借り上げ支援事業を特定財源としているが、令和2年度より、国の補助基準額が見直しとなったため、それに合わせ市の要綱を改正するもの。

なお、令和2年3月31日以前に交付決定したものに係る令和2年度補助基準額については、経過措置により従前の額となることから、経過措置を加える。

## 第2 要点

## 【改正内容】

第5条第1項ただし書中の1月あたりの上限額「61,500円」を「42,000円」に改める。

## 第3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

## （経過措置）

この要綱の施行の前日に、長浜市補助金等交付規則第5条の規定による交付の決定を受けた者の令和2年度の長浜市保育士等宿舎居住支援事業補助金の上限額については、従前の61,500円とする。

長浜市保育士等宿舍居住支援事業補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(補助金の額等)</p> <p><b>第5条</b> 補助金の額は、1月ごとの対象経費に4分の3を乗じて得た額の合計額とする。ただし、1月当たり<u>42,000円</u>を上限とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(補助金の額等)</p> <p><b>第5条</b> 補助金の額は、1月ごとの対象経費に4分の3を乗じて得た額の合計額とする。ただし、1月当たり<u>61,500円</u>を上限とする。</p> <p>2 (略)</p>

## 長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課  
件 名：長浜市民間認可保育所及び認定こども園運営補助金交付要綱及び長浜市病  
児保育施設整備費等補助金交付要綱の一部改正について

## 第１ 制定・改廃理由

令和２年３月１０日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、保育所等における感染拡大防止に必要な費用を補助することが決定し、国の関係補助要綱が改正されたため、本市においても民間保育所等に対して感染症拡大防止に係る費用を補助するため関係要綱の一部を改正するもの。

## 第２ 要点

「長浜市民間認可保育所及び認定こども園運営補助金交付要綱」及び「長浜市病児保育施設整備費等補助金交付要綱」において、補助対象事業等について規定している別表に、新型コロナウイルス感染症対策として行う事業を追加する。

## 第３ 施行期日

令和２年３月２３日（令和元年度の補助金から適用）

長浜市民間認可保育所及び認定こども園運営補助金交付要綱 新旧対照表【第1条関係】

新				旧			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
事業種別	補助対象事業	補助対象経費	補助要件及び補助基準額	事業種別	補助対象事業	補助対象経費	補助要件及び補助基準額
(略)				(略)			
(4) 一時預かり事業費補助	滋賀県地域子育て支援事業の実施について（令和元年12月19日付け滋子青第2618号滋賀県健康医療福祉部長通知。以下「県地域子育て支援事業実施通知」という。）の別紙11「一時預かり事業実施要綱」に基づき民間認可保育所及び認定こども園が実施する事業	一時預かり事業の実施に要する経費	滋賀県地域子育て支援事業費補助金交付要綱（令和元年12月19日付け滋子青第2617号滋賀県健康医療福祉部長通知別紙。以下「県地域子育て支援事業費補助金交付要綱」という。）に定める補助基準額を限度とし、予算で定める額とする。	(4) 一時預かり事業費補助	滋賀県地域子育て支援事業の実施について（平成30年8月13日付け滋子青第2100号滋賀県健康医療福祉部長通知。以下「県地域子育て支援事業実施通知」という。）の別紙11「一時預かり事業実施要綱」に基づき民間認可保育所及び認定こども園が実施する事業	一時預かり事業の実施に要する経費	滋賀県地域子育て支援事業費補助金交付要綱（平成30年8月10日付け滋子青第2099号滋賀県健康医療福祉部長通知別紙。以下「県地域子育て支援事業費補助金交付要綱」という。）に定める補助基準額を限度とし、予算で定める額とする。
(略)				(略)			
(9) 保育環境改善等事業	(ア) 滋賀県保育対策総合支援事業の実施について（令和元年11月15日付け滋子青第2397号）の別紙6に規定する滋賀県保育環境改善等事業実施要綱に基づき実施する事業	保育改善等事業を実施するために必要な経費	(1) 基本改善事業1事業当たり 7,200,000円  (2) 環境改善事業1事業当たり 1,029,000円	(9) 保育環境改善等事業	滋賀県保育対策総合支援事業の実施について（平成27年10月13日付け滋子青第2138号）の別紙3に規定する滋賀県保育環境改善等事業実施要綱に基づき実施する事業	保育改善等事業を実施するために必要な経費	(1) 基本改善事業1事業当たり 7,200,000円  (2) 環境改善事業1事業当たり 1,029,000円
	(イ) 認可保育所等設置支援事業の実施について（令和2年3月12日付け子発0312第3号）の別紙7に規定する保育環境改善等事業実施要綱に基づき実施する事業（項番3第2号(4)に規定する事業に限る。）	保育改善等事業（安全対策事業のうち新型コロナウイルス感染症対策として行う事業に限る）を実施するために必要な経費	1施設当たり500,000円以内	(略)			
(略)				(略)			

長浜市病児保育施設整備費等補助金交付要綱 新旧対照表【第2条関係】

新					旧																																
別表（第4条関係）					別表（第4条関係）																																
補助対象事業	補助基準額	補助対象経費	補助率	上限額	補助対象事業	補助基準額	補助対象経費	補助率	上限額																												
(略)					(略)																																
病児保育運営事業	病児保育事業実施要綱に準じた下記事業 1. 特定分 ア. 基本分 1か所当たり年額 2,469,000円 イ. 加算分 1か所当たり年額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10人以上50人未満</td> <td>522,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以上200人未満</td> <td>2,609,000円</td> </tr> <tr> <td>200人以上400人未満</td> <td>4,434,000円</td> </tr> <tr> <td>400人以上600人未満</td> <td>6,520,000円</td> </tr> <tr> <td>600人以上800人未満</td> <td>8,084,000円</td> </tr> <tr> <td>800人以上</td> <td>10,171,000円</td> </tr> </tbody> </table>	年間延べ利用児童数	基準額	10人以上50人未満	522,000円	50人以上200人未満	2,609,000円	200人以上400人未満	4,434,000円	400人以上600人未満	6,520,000円	600人以上800人未満	8,084,000円	800人以上	10,171,000円	病児保育事業の実施に要する経費（ただし、特定分と一般分をまたぐ経費配分はできない。）	10/10	1. 特定分 ア. 基本分 2,469,000円 イ. 加算分 年間延べ利用児童数の数による額	病児保育運営事業	病児保育事業実施要綱に準じた下記事業 1. 特定分 ア. 基本分 1か所あたり年額 2,469,000円 イ. 加算分 1か所あたり年額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10人以上50人未満</td> <td>522,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以上200人未満</td> <td>2,609,000円</td> </tr> <tr> <td>200人以上400人未満</td> <td>4,434,000円</td> </tr> <tr> <td>400人以上600人未満</td> <td>6,520,000円</td> </tr> <tr> <td>600人以上800人未満</td> <td>8,084,000円</td> </tr> <tr> <td>800人以上</td> <td>10,171,000円</td> </tr> </tbody> </table>	年間延べ利用児童数	基準額	10人以上50人未満	522,000円	50人以上200人未満	2,609,000円	200人以上400人未満	4,434,000円	400人以上600人未満	6,520,000円	600人以上800人未満	8,084,000円	800人以上	10,171,000円	病児保育事業の実施に要する経費（ただし、特定分と一般分をまたぐ経費配分はできない。）	10/10	1. 特定分 ア. 基本分 2,469,000円 イ. 加算分 年間延べ利用児童数の数による額
年間延べ利用児童数	基準額																																				
10人以上50人未満	522,000円																																				
50人以上200人未満	2,609,000円																																				
200人以上400人未満	4,434,000円																																				
400人以上600人未満	6,520,000円																																				
600人以上800人未満	8,084,000円																																				
800人以上	10,171,000円																																				
年間延べ利用児童数	基準額																																				
10人以上50人未満	522,000円																																				
50人以上200人未満	2,609,000円																																				
200人以上400人未満	4,434,000円																																				
400人以上600人未満	6,520,000円																																				
600人以上800人未満	8,084,000円																																				
800人以上	10,171,000円																																				

新		旧	
1,000人未満		1,000人未満	
1,000人以上1,200人未満	12,258,000円	1,000人以上1,200人未満	12,258,000円
1,200人以上1,400人未満	14,343,000円	1,200人以上1,400人未満	14,343,000円
1,400人以上1,600人未満	16,429,000円	1,400人以上1,600人未満	16,429,000円
1,600人以上1,800人未満	18,515,000円	1,600人以上1,800人未満	18,515,000円
1,800人以上2,000人未満	20,602,000円	1,800人以上2,000人未満	20,602,000円
2,000人以上2,200人未満	22,689,000円	2,000人以上2,200人未満	22,689,000円
2,200人以上2,400人未満	24,735,000円	2,200人以上2,400人未満	24,735,000円
2,400人以上2,600人未満	26,781,000円	2,400人以上2,600人未満	26,781,000円
2,600人以上2,800人未満	28,827,000円	2,600人以上2,800人未満	28,827,000円
2,800人以上3,000人未満	30,873,000円	2,800人以上3,000人未満	30,873,000円
3,000人以上3,200人未満	32,899,000円	3,000人以上3,200人未満	32,899,000円
3,200人以上3,400人未満	34,924,000円	3,200人以上3,400人未満	34,924,000円
3,400人以上	36,950,000円	3,400人以上	36,950,000円

新				旧															
	<table border="1"> <tr><td>3,600人未満</td><td></td></tr> <tr><td>3,600人以上 3,800人未満</td><td>38,975,000円</td></tr> <tr><td>3,800人以上 4,000人未満</td><td>41,001,000円</td></tr> </table> <p>※4,000人以上の場合は別途協議</p> <p>2. 普及定着促進費 (開設準備経費)</p> <p>ア. 改修費等 1か所当たり 4,000,000円</p> <p>3. 一般分 ア. 改善分 1か所当たり年額利用の少ない日において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施した場合に次の額を加算 2,538,000円</p>	3,600人未満		3,600人以上 3,800人未満	38,975,000円	3,800人以上 4,000人未満	41,001,000円				<table border="1"> <tr><td>3,600人未満</td><td></td></tr> <tr><td>3,600人以上 3,800人未満</td><td>38,975,000円</td></tr> <tr><td>3,800人以上 4,000人未満</td><td>41,001,000円</td></tr> </table> <p>※4,000人以上の場合は別途協議</p> <p>2. 普及定着促進費 (開設準備経費)</p> <p>ア. 改修費等 1か所あたり 4,000,000円</p> <p>3. 一般分 ア. 改善分 1か所あたり年額利用の少ない日において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施した場合に次の額を加算 2,538,000円</p>	3,600人未満		3,600人以上 3,800人未満	38,975,000円	3,800人以上 4,000人未満	41,001,000円		
3,600人未満																			
3,600人以上 3,800人未満	38,975,000円																		
3,800人以上 4,000人未満	41,001,000円																		
3,600人未満																			
3,600人以上 3,800人未満	38,975,000円																		
3,800人以上 4,000人未満	41,001,000円																		
<p>子ども・子育て支援交付金の交付について(令和2年3月10日付け府</p>	<p>1か所当たり 500,000円以内 ただし、市による当該事業所へ配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入にかかる経費がある場合は、当該経費を差し引いた後の額とする。</p>	<p>新型コロナウィルス感染症対策の実施に必要な経費(飲食物費を除く。)</p>	<p>10/10</p>	<p>1か所当たり 500,000円</p>															

新				旧			
<p>子本第219号内閣総理大臣通知)の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づき補助対象者が実施する新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業</p>							

長浜市病児保育施設整備費等補助金交付要綱 新旧対照表【第2条関係(様式)】

新	旧
<p><b>様式第1号(第5条関係)</b></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>長浜市長 あて</p> <p style="text-align: right;">所在地 施設名 代表者名 ㊦</p> <p style="text-align: center;">長浜市病児保育施設整備費等補助金交付申請書</p> <p>長浜市病児保育施設整備費等補助金の交付を受けたいので、長浜市病児保育施設整備費等補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 交付申請額 円</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 共通</p> <p>ア 事業計画書(様式第2号)</p> <p>イ 収支予算書及び経費明細書</p> <p>(2) 施設整備事業</p> <p>ア 工事設計書(図面添付)及び工事関係見積書</p> <p>イ 新築、増築、改築又は改修の箇所を図示した平面図</p> <p>ウ 事業実施前の平面図及び写真</p> <p>エ 土地及び建物の登記事項証明書の写し (土地又は建物の所有者が実施主体と異なる場合は、土地又は建物の賃貸借契約書の写しを添付)</p> <p>(3) 設備等整備事業</p> <p>ア 設備等関係見積書</p> <p>(4) 運営事業</p> <p>ア 配置職員の資格証の写し</p> <p>(5) <u>新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業</u></p> <p>ア <u>備品等関係見積書</u></p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>	<p><b>様式第1号(第5条関係)</b></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>長浜市長 あて</p> <p style="text-align: right;">所在地 施設名 代表者名 ㊦</p> <p style="text-align: center;">長浜市病児保育施設整備費等補助金交付申請書</p> <p>長浜市病児保育施設整備費等補助金の交付を受けたいので、長浜市病児保育施設整備費等補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 交付申請額 円</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 共通</p> <p>ア 事業計画書(様式第2号)</p> <p>イ 収支予算書及び経費明細書</p> <p>(2) 施設整備事業</p> <p>ア 工事設計書(図面添付)及び工事関係見積書</p> <p>イ 新築、増築、改築又は改修の箇所を図示した平面図</p> <p>ウ 事業実施前の平面図及び写真</p> <p>エ 土地及び建物の登記事項証明書の写し (土地又は建物の所有者が実施主体と異なる場合は、土地又は建物の賃貸借契約書の写しを添付)</p> <p>(3) 設備等整備事業</p> <p>ア 設備等関係見積書</p> <p>(4) 運営事業</p> <p>ア 配置職員の資格証の写し</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>

新	旧																																																																																																																																																						
<p><b>様式第2号(第5条関係)</b></p> <p style="text-align: center;">事業計画書</p> <p>1 略</p> <p>2 (1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>備品、委託業務等の内容(新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業を行う場合は記入すること。)</u></p> <p>対象経費の支出予定額 円</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5">備品の内容等</th> </tr> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>規格(形式)</th> <th>単価</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>止</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">委託業務内容</th> </tr> <tr> <th>業務名</th> <th>内容</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>その他</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 補助金</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業費</th> <th>寄附金その他の収入</th> <th>差引額(A-B)</th> <th>対象経費支出予定額</th> <th>市補助基準額</th> <th>補助基本額</th> <th>補助金所要額</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td> </td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> <td>F</td> <td>G</td> <td> </td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設整備</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>設備等整備</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>運営事業</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td><u>新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業</u></td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 D欄には、要綱別表の第3欄補助対象経費に該当する金額を記入してください。</p> <p>2 E欄には、要綱別表の第2欄補助要件及び補助基準額に該当する金額を記入してください。</p> <p>3 F欄には、C欄、D欄、E欄のそれぞれの金額を比較して最も少ない額を記入してください。</p> <p>4 G欄には、F欄の金額に要綱別表に掲げる補助率を乗じて得た額(1,000円未満切捨て)を記入してください。</p>	備品の内容等					品名	数量	規格(形式)	単価	金額						止					委託業務内容			業務名	内容	金額				内容	金額			区分	事業費	寄附金その他の収入	差引額(A-B)	対象経費支出予定額	市補助基準額	補助基本額	補助金所要額	備考		A	B	C	D	E	F	G		施設整備									設備等整備									運営事業									<u>新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業</u>									合計									<p><b>様式第2号(第5条関係)</b></p> <p style="text-align: center;">事業計画書</p> <p>1 略</p> <p>2 (1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 補助金</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業費</th> <th>寄附金その他の収入</th> <th>差引額(A-B)</th> <th>対象経費支出予定額</th> <th>市補助基準額</th> <th>補助基本額</th> <th>補助金所要額</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td> </td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> <td>F</td> <td>G</td> <td> </td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設整備</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>設備等整備</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>運営事業</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 D欄には、要綱別表の第3欄補助対象経費に該当する金額を記入してください。</p> <p>2 E欄には、要綱別表の第2欄補助要件及び補助基準額に該当する金額を記入してください。</p> <p>3 F欄には、C欄、D欄、E欄のそれぞれの金額を比較して最も少ない額を記入してください。</p> <p>4 G欄には、F欄の金額に要綱別表に掲げる補助率を乗じて得た額(1,000円未満切捨て)を記入してください。</p>	区分	事業費	寄附金その他の収入	差引額(A-B)	対象経費支出予定額	市補助基準額	補助基本額	補助金所要額	備考		A	B	C	D	E	F	G		施設整備									設備等整備									運営事業									合計								
備品の内容等																																																																																																																																																							
品名	数量	規格(形式)	単価	金額																																																																																																																																																			
止																																																																																																																																																							
委託業務内容																																																																																																																																																							
業務名	内容	金額																																																																																																																																																					
内容	金額																																																																																																																																																						
区分	事業費	寄附金その他の収入	差引額(A-B)	対象経費支出予定額	市補助基準額	補助基本額	補助金所要額	備考																																																																																																																																															
	A	B	C	D	E	F	G																																																																																																																																																
施設整備																																																																																																																																																							
設備等整備																																																																																																																																																							
運営事業																																																																																																																																																							
<u>新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業</u>																																																																																																																																																							
合計																																																																																																																																																							
区分	事業費	寄附金その他の収入	差引額(A-B)	対象経費支出予定額	市補助基準額	補助基本額	補助金所要額	備考																																																																																																																																															
	A	B	C	D	E	F	G																																																																																																																																																
施設整備																																																																																																																																																							
設備等整備																																																																																																																																																							
運営事業																																																																																																																																																							
合計																																																																																																																																																							

新	旧
<p><b>様式第3号 (第6条関係)</b></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>長浜市長 あて</p> <p style="text-align: right;">所在地 施設名 代表者名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">長浜市病児保育施設整備費等補助金変更交付申請書</p> <p>年 月 日付け 第 号で交付決定のあった長浜市病児保育施設整備費等補助金について、変更交付を受けたいので、長浜市病児保育施設整備費等補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 既交付決定額 円 2 変更交付申請額 円 3 差額 円 4 変更理由</p> <p>添付書類 (1) 共通 ア 事業計画書(様式第2号) イ 収支予算書及び経費明細書 (2) 施設整備事業 ア 工事設計書(図面添付)及び工事関係見積書 イ 新築、増築、改築又は改修の箇所を図示した平面図 ウ 事業実施前の平面図及び写真 エ 土地及び建物の登記事項証明書の写し (土地又は建物の所有者が実施主体と異なる場合は、土地又は建物の賃貸借契約書の写しを添付) (3) 設備等整備事業 ア 設備等関係見積書 (4) 運営事業 ア 配置職員の資格証の写し (5) <u>新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業</u> ア <u>備品等関係見積書</u> (6) その他市長が必要と認める書類</p>	<p><b>様式第3号 (第6条関係)</b></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>長浜市長 あて</p> <p style="text-align: right;">所在地 施設名 代表者名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">長浜市病児保育施設整備費等補助金変更交付申請書</p> <p>年 月 日付け 第 号で交付決定のあった長浜市病児保育施設整備費等補助金について、変更交付を受けたいので、長浜市病児保育施設整備費等補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 既交付決定額 円 2 変更交付申請額 円 3 差額 円 4 変更理由</p> <p>添付書類 (1) 共通 ア 事業計画書(様式第2号) イ 収支予算書及び経費明細書 (2) 施設整備事業 ア 工事設計書(図面添付)及び工事関係見積書 イ 新築、増築、改築又は改修の箇所を図示した平面図 ウ 事業実施前の平面図及び写真 エ 土地及び建物の登記事項証明書の写し (土地又は建物の所有者が実施主体と異なる場合は、土地又は建物の賃貸借契約書の写しを添付) (3) 設備等整備事業 ア 設備等関係見積書 (4) 運営事業 ア 配置職員の資格証の写し (5) その他市長が必要と認める書類</p>

新	旧																																																																																																																																																																	
<p><b>様式第5号 (第9条関係)</b></p> <p style="text-align: center;">事業実績報告書</p> <p>1 略 2 (1)～(3) 略 (4) <u>備品、委託業務等の内容(新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業を行う場合は記入すること。)</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>対象経費の支出額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備品の内容等</td> </tr> <tr> <td>品名</td> <td>数量</td> <td>規格(形式)</td> <td>単価</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="5">委託業務内容</td> </tr> <tr> <td>業務名</td> <td colspan="3">内容</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td> </td> <td colspan="3"> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="5">その他</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td colspan="3"> </td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td> </td> <td colspan="3"> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>3 略 4 略 5 補助金</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>総 事 費</th> <th>寄附金 その他 の収入</th> <th>差引額 (A-B)</th> <th>対象経 費支出 予定額</th> <th>市補助 基準額</th> <th>補 助 基本額</th> <th>補助金 所要額</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> <td>F</td> <td>G</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設整備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備等整備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>運営事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 D欄には、要綱別表の第3欄補助対象経費に該当する金額を記入してください。 2 E欄には、要綱別表の第2欄補助要件及び補助基準額に該当する金額を記入してください。 3 F欄には、C欄、D欄、E欄のそれぞれの金額を比較して最も少ない額を記入してください。 4 G欄には、F欄の金額に要綱別表に掲げる補助率を乗じて得た額(1,000円未満切捨て)を記入してください。</p>	対象経費の支出額	円	備品の内容等		品名	数量	規格(形式)	単価	金額						委託業務内容					業務名	内容			金額						その他					内容				金額						区 分	総 事 費	寄附金 その他 の収入	差引額 (A-B)	対象経 費支出 予定額	市補助 基準額	補 助 基本額	補助金 所要額	備 考		A	B	C	D	E	F	G		施設整備									設備等整備									運営事業									<u>新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業</u>									合 計									<p><b>様式第5号 (第9条関係)</b></p> <p style="text-align: center;">事業実績報告書</p> <p>1 略 2 (1)～(3) 略 3 略 4 略 5 補助金</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>総 事 費</th> <th>寄附金 その他 の収入</th> <th>差引額 (A-B)</th> <th>対象経 費支出 予定額</th> <th>市補助 基準額</th> <th>補 助 基本額</th> <th>補助金 所要額</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> <td>F</td> <td>G</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設整備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備等整備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>運営事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 D欄には、要綱別表の第3欄補助対象経費に該当する金額を記入してください。 2 E欄には、要綱別表の第2欄補助要件及び補助基準額に該当する金額を記入してください。 3 F欄には、C欄、D欄、E欄のそれぞれの金額を比較して最も少ない額を記入してください。 4 G欄には、F欄の金額に要綱別表に掲げる補助率を乗じて得た額(1,000円未満切捨て)を記入してください。</p>	区 分	総 事 費	寄附金 その他 の収入	差引額 (A-B)	対象経 費支出 予定額	市補助 基準額	補 助 基本額	補助金 所要額	備 考		A	B	C	D	E	F	G		施設整備									設備等整備									運営事業									合 計								
対象経費の支出額	円																																																																																																																																																																	
備品の内容等																																																																																																																																																																		
品名	数量	規格(形式)	単価	金額																																																																																																																																																														
委託業務内容																																																																																																																																																																		
業務名	内容			金額																																																																																																																																																														
その他																																																																																																																																																																		
内容				金額																																																																																																																																																														
区 分	総 事 費	寄附金 その他 の収入	差引額 (A-B)	対象経 費支出 予定額	市補助 基準額	補 助 基本額	補助金 所要額	備 考																																																																																																																																																										
	A	B	C	D	E	F	G																																																																																																																																																											
施設整備																																																																																																																																																																		
設備等整備																																																																																																																																																																		
運営事業																																																																																																																																																																		
<u>新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業</u>																																																																																																																																																																		
合 計																																																																																																																																																																		
区 分	総 事 費	寄附金 その他 の収入	差引額 (A-B)	対象経 費支出 予定額	市補助 基準額	補 助 基本額	補助金 所要額	備 考																																																																																																																																																										
	A	B	C	D	E	F	G																																																																																																																																																											
施設整備																																																																																																																																																																		
設備等整備																																																																																																																																																																		
運営事業																																																																																																																																																																		
合 計																																																																																																																																																																		



## 令和2年長浜市議会3月定例会一般質問答弁要旨

※ここに記載されている内容は教育委員会事務局で要約したものであり、実際の答弁とは異なる場合があります。

## ◆代表質問

議員	質問要旨	答弁要旨	答弁者	担当
松本 長治	現在、市内の認定こども園などにおける待機児童の状況について問う。	今年度の保育所、認定こども園長時部の待機児童数は、4月1日時点で37人、10月1日時点で61人であり、来年度は4月1日時点で60人弱になると見込んでいる。 女性の就業率の向上に伴い、年々0～2歳児の就園率が高まってきており、待機児童のうち0～2歳児が大半を占めている。	教育部 長	幼児課
	(再問) 年々就園率が増えてきているとのことだが、国の進める働き方改革や、保育料の無償化が影響していると感じているかを問う。	昨年10月開始の国の幼児教育・保育の無償化制度が直接的に影響しているとは思わないが、就労していなかった保護者がパートタイムで働くきっかけとなっている場合等はある。就業率が上がっている実態があるので、保育所、認定こども園長時部を利用になる方が増えている点も踏まえ、直接的でないものの影響はあるという思いは持っている。	教育部 長	幼児課
松本 長治	課題解消に向けた、今後の取組について問う。	待機児童の解消に向けて早急に対応するため、令和2年4月から試行的に幼稚園での預かり保育を実施する。 保育の必要性のある方が希望される場合に、夕方4時すぎまで児童を預かる制度で、短時間勤務等の保護者に幼稚園を利用していただき、待機児童数を減らすという取組である。 さらに、0～2歳児の受入れを増やすため、引き続き、保育士確保対策を進める。「奨学金の返還支援」、「保育士等宿舍居住支援事業」、「再就職応援金」といった3本の施策に加え、大学や高校を訪問し、保育士を目指す人材を増やす取組も行っているところである。 また、将来的に子どもの数の減少が予想されることから、保育ニーズを考慮しながら、園の再編についても引き続き検討していく。	教育部 長	幼児課
	(再問) 待機児童は少しずつ増えているが、子どもの数は減ってきているため、今は難しい過渡期にあると思っ ている。保育には園児	議員ご指摘のとおりと考えている。保育士が確保できない中で、基準面積の弾力運用は考えていないが、全国的な保育士へのアンケート結果を見ても、責任の重さ、事故対応、保護者対応など悩んでいらっしゃる方が多い結果となっている。 保育に対するニーズも多様化、複雑化してきて	教育部 長	幼児課

	<p>一人あたりの基準面積があると聞いている。面積を増やすことは、少子化の中で疑問が残る。よって基準面積の弾力的な運用ができないか。</p> <p>保育士にはたくさんの責任がのしかかり保育士として仕事を続けていけない。今こそ現役の保育士に支援が必要と思うが考えを問う。</p>	<p>おり、現場ではアレルギー対応、医療的ケアや特別な支援が必要な園児もお預かりしている。また社会的な問題である虐待等にも目を向けなければならず、現場の負担は大変大きいものがある。</p> <p>多忙化する業務については、各園で行事の見直しや事務のスリム化に取り組むなど働き方改革を進めていきたい。また、保育士が保育に専念できるよう看護師・養護教諭・事務員を他市に先駆けて配置し、職場環境を整えてきたところである。さらに、職場での悩みや指導に不安を持った若い保育士が安心して働けるように巡回訪問や専門相談員などによる相談業務体制を整え、保育士が安心して働けるよう職場環境づくりに努めており、担任一人が悩みを抱え込むことなく、園全体で共有し、気持ちよく働ける体制も作っていきたいと考えている。</p> <p>子どもが好きで保育士になっていただいた方が、長浜市ですと働き続けられるように様々な方面から対策をとっていきたいと考えている。</p>		
竹本 直隆	<p>全国のみならず滋賀県も長浜市も小学生の不登校は増えており、長浜市も40人と5年間では最多の不登校児童数となった。要因分析と不登校の児童にはどのように対処されるのか問う。</p>	<p>不登校になる子どもの実態については、友達や家庭環境、病気や学業不振など様々な要因や背景があり、さらに本人の発達上の特性が関係するケースもある。また、学校という体制、仕組みそのものに適応しづらい状況の子どももおり、要因は複合化している。</p> <p>その対応や改善策としては、まずは、本人の気持ちに寄り添うとともに、保護者の不安や悩みを真摯に受け止めることを大切にしている。また、学校や保護者だけで抱え込まず、その子の状況に応じて柔軟に対応できるように努めている。</p>	教育長	教育指導課
	<p>(再問) 不登校が増加している原因を各学校でも調査すべきではないか。</p>	<p>不登校の原因分析は、学校や関係者が子どもや保護者との面談の中で過去から行っている。</p> <p>令和2年度には、不登校の子どもや保護者の率直な思いや望む状況、必要なものなど実態を把握し、それに基づき、多様化している原因への対応を具体的に実行していく計画を持っている。</p>	教育長	教育指導課
竹本 直隆	<p>昨年10月25日文科省の通知により、不登校の支援は「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、新たに求めて</p>	<p>学校の対応としては、まず学校に適応しづらい状態を早期発見し、その時点で子どもが抱える課題の解決にあたるのが第一と考えている。子どもの状況に応じては、専門家を交えてアセスメント、プランニングを行い、その子に応じた多様な選択肢や柔軟な対応を心がけることが必要と認識</p>	教育長	教育指導課

	いる不登校対応とは、「学校復帰よりも社会的自立が目標である」というもの変わった。現場対応はどのようにしていくのか問う。	している。		
竹本 直隆	「給与や業務改善など、どのような対策で保育士不足解消を図っていくのか」については、松本議員の代表質問と重複のため割愛する。			幼児課
竹本 直隆	潜在保育士の復帰しやすい環境づくりについて問う。	潜在保育士の再就職と定着を応援するために、本市では『長浜市保育士等の再就職定着応援金』制度を設けている。 また、会計年度任用職員制度では、様々な事情を抱えながらも働いていけるよう、育児休業や勤務時間を短くする部分休業、介護休暇が取得できるようになる。 こうした制度を広く周知するとともに、先ほど述べたように、働きやすい職場づくりをすすめ、潜在保育士の復帰を促したい。	教育部長	幼児課
	(再問) 潜在保育士の把握はできているのかを問う。	市内全体では把握できている状況ではない。ただ登録申請書を、41名の方から提出いただいております、機会あるごとに情報提供に努めている。	教育部長	幼児課
浅見 信夫	教育現場等での新型コロナウイルス感染症への対応について、今回の措置に係る学校や保護者、経済団体等に対する周知状況について問う。	学校に対しては、国からの要請を受けた翌日2月28日に臨時校長会を開き、市長及び教育長から今回の措置について説明を行った。保護者に対しては、同日、市教育委員会より緊急メール配信を行うとともに、子どもを通じて教育長名の文書を配布して周知を図った。併せて、市のホームページ及びフェイスブックにて、今回の措置について周知を行った。	教育部長	教育指導課
浅見 信夫	2月28日の文科省の通知を踏まえた今後の長浜市の対応について問う。	今回の措置を受けて、各学校においては、子どもたちの生活や学習の状況と健康状態の把握に努め、登校日や家庭訪問等の配慮も行っているところであるが、今後の状況次第では、対応に変化があることも十分考えられるので、国、県の動向にも注視しながら適宜迅速な対応ができるようにしていく。	教育長	教育指導課

	<p>(再問) 子どもの生活リズム、体力を維持するという課題が大きくなっていると思う。学校の設置者・長浜市として独自に具体的な保護者の希望をきいて対応するようなことを考えているのか問う。</p>	<p>体力づくりという点でお答えさせていただくと、その方法には、家庭や家の近辺で行われる体力づくり等ももちろんある。このような非常事態であるので、原則的な方向性としては、クラスター感染の要因となるような状態を避けながら、各校で弾力的に取り扱っていくという対応が必要と判断している。必ずしも外出禁止というような一律の指示ではない。例えば、休校措置以降に各校園をまわる中で、おばあさんと一緒に近くの畑で作業をしている小学生や、公園で一人で鉄棒をしている小学生を見かけた。このような取組も体力づくりの一環として考えることができ、そういった方法等も保護者にも丁寧に知らせながら、この危機を乗り切っていきたい。</p>	教育長	教育指導課
浅見 信夫	<p>教育内容がまだ残っていることが多いと思うが、その対応について問う。</p>	<p>県教委からの指示もあり、各中学校で未習となっている学習内容についてはすでに調査を実施している。また、小中学校を含めて、未習となっている内容部分等を正確に把握し、必要に応じて各校において、その未習分の指導を行うというのが基本的な方針である。</p>	教育長	教育指導課
	<p>(再問) 春休みにも入るので、3月に勉強できなかつたことは、長いスパンで学習するといったようなことも考えているか。</p>	<p>最終的には各学校長の判断となるが、休校措置がどれほどまで続いていくのか、ということも現時点では見通せない。例えば4月までずれ込んでいく場合、未習内容の部分が新学年でも発生するということになる。一概に申しあげるのは難しいが、基本的に、休業日または長期休業日等の活用、並びに課業日の7時間日や中休みの時間帯等を活用していくという方向性になると考えている。</p>	教育長	教育指導課
浅見 信夫	<p>3月2日から学校給食センターの業務が停止されているが、発注した給食物資の状況、生産者への影響、調理・配送職員や配食員の休業補償状況について問う。</p>	<p>本市の学校給食センターから発注した3月分の給食物資については、納入業者に今回の緊急事態をご理解いただき、交渉のうえ可能なものはキャンセルを行った。</p> <p>キャンセルができなかつた肉や野菜などの一部については、認定こども園や放課後児童クラブでの使用または一部廃棄とした。</p> <p>冷凍など保存の効く食材については、4月以降の献立に組み換えて使用することとし、給食物資が無駄にならないよう調整をおこなった。</p> <p>生産者への影響については、直接お声をいただいているとはいえないが、新聞等での報道を通じて案じているところである。</p> <p>配食員等の休業補償については、労働基準法及</p>	教育部長	すこやか教育推進課

		び厚生労働省からの通知等を踏まえ、休業手当の支給により適切な対応を行うこととしている。		
	(再問) 配食員は11名と聞いている。配食員への休業手当について、いくら支給されるのか。	3月分の配食員、臨時調理員、臨時運転手を合わせて13名であり、社会保険の控除額も含めて全体で約80万円の支払いとなる予定である。	教育部長	すこやか教育推進課
中川 勇	小学校給食の無料化制度は既に導入後3年が経過し、4年目に入っているが、先に策定された まち・ひと・しごと創生総合戦略や人口ビジョンの資料にもあるように、子育て世代への支援に変化もあるようだ。この制度導入の目的としては、若者の定住化促進も掲げられているが、これまでの実績から具体的な数値も含め、この制度の費用対効果についてどのように検証しているのか問う。	<p>小学校給食費の無料化については4年間で約8億9千万円を支援する見込みとなっている。</p> <p>こうした子育てにかかる経済的負担の軽減については、給食費の無料化以外の施策との相乗効果も考えられることから、若者の定住化との直接的な因果関係を明確に検証することは大変難しいと考えている。</p> <p>しかしながら、長浜市人口ビジョンの中で、特に子育て世代の女性(35～39歳)の転出超過が改善されたことや、市民満足度調査において、子育て世代には大変ニーズが高く、かつ重要度も高い施策であるという結果も出ていることから、若者の定住促進に寄与しているものと考えている。</p>	教育部長	すこやか教育推進課
	(再問) 制度導入時の総務部長が、効果があれば優先的に財源を確保すると回答されている。また、導入時の教育部長は子育て支援・少子化対策の重点事業として実施し、効果測定も人口の社会増減を見ながら評価すると答弁されていることから、しっかりした検証について問う。	<p>まち・ひと・しごと戦略について、0歳から途切れない子育て支援施策を総合的に展開する中で効果をあげたいと考えている。</p> <p>給食無料化についてもこの施策の一つということであり、無料化制度のみで検証できるものではないと考えており、ご理解願いたい。</p>	教育部長	すこやか教育推進課
中川 勇	無料化制度は子育て世代に対する支援策としては、有効な施策と考えているが、先にあ	この補助制度に対しては、過去3回の市民満足度調査において「子育てにかかる経済的負担の軽減」という項目で幅広い層の皆さまから評価をいただいております。今年度の結果においては「とても	教育部長	すこやか教育推進課

	<p>ったように社会情勢の変化等もあり、導入当時と子育て世代の方や保護者などの関係者の思いも変化していることも考えられる。当該制度の評価に対し、現時点におけるアンケート実施についてどのように考えているのか問う。</p>	<p>重要」という評価が最も多い施策の一つであった。</p> <p>現在のところ小学校給食費補助事業に特化したアンケートの実施までは考えていないが、子育て世代から「選ばれるまち」を創造するため、引き続き市民満足度調査の結果を注視していきたいと考えている。</p>		
	<p>(再問) 制度導入時の教育部長は保護者に対するアンケートも考えていきたいと答弁されている。</p> <p>市民満足度調査だけでなく、保護者を含めて評価を問うアンケートを実施しないのか問う。</p>	<p>第2期子ども・子育て支援事業計画策定(平成30年度)において、個別具体的な施策を問うものでなかったがアンケートを実施し自由回答をいただいた。また、市民満足度調査でも自由記述の中で意見をいただいているが、回答は様々である。例えば、「大変ありがたい」、「中学校への拡充を望む」とある一方で、「給食でなく、学校ICT等を進めてほしい」「自分達が食べるものは支払うので別の支援を」との意見もある。</p> <p>一つの施策について条件が示せないままでは是非を問うアンケートについては考えていない。</p>	教育部長	すこやか教育推進課
佐金 利幸	<p>国はこの4年間で児童生徒に対し一人一台のタブレットを考えているが、本市における学校ICT環境整備で大型提示装置、指導者用タブレット、学習タブレット、校務支援システム、普通教室の無線LANの整備について計画通り進んでいるのか問う。遅れている場合はその原因は何か。</p>	<p>本市の学校ICT整備については、昨年の12月定例会で伊藤喜久雄議員にお答えしたとおり、第1次学校ICT環境整備計画に基づき、スピード感をもって進めてきたが、先般、国において「GIGAスクール構想」が打ち出されたことにより、新たなステージに入ったものと認識している。</p> <p>今議会において、校内LANの整備費について補正予算を計上しているが、本市においても、ギアを上げてICT環境整備計画の見直しを始め、国が示すロードマップに従って順次整備を進めていきたいと考えている。</p>	教育長	すこやか教育推進課
佐金 利幸	<p>道徳教育は2018年から学習指導要領の改訂により「特別の教科・道徳」となった。この背景には子どものいじめによる自殺が社</p>	<p>「特別の教科道徳」が小学校で始まった平成30年度、長浜市内の小中学校では267件のいじめが認知され、前年度と比べて62件の報告件数増加となっているが、いじめ対策の取組により、軽微なものでもいじめとしてとらえ、早期に対応を進めることが、学校でも定着してきていると捉</p>	教育長	教育指導課

	<p>会問題となった経緯がある。特別の教科であるため数値の評価は行わないとなっているが、本市における「子どものいじめ対策」について道徳導入後の進捗状況を問う。</p>	<p>えている。</p> <p>いじめは、どの学校でも起こりうるという視点に立ち、今後も道徳を含め、すべての教育活動を通して、いじめを許さない態度を育てていきたいと考えている。</p>		
--	---	--	--	--

◆個人質問

議員	質問要旨	答弁要旨	答弁者	担当
伊藤 喜久雄	<p>不登校問題の基本的な考え方において「学校に行かない子」と「学校に行けない子」と「学校にいけない子」とがあるが、現時点においてどのように整理・分析しているのか。併せて「学校に行けない子」に対しては、現在どのように対応しているのか問う。</p>	<p>「学校に行かない子」「学校に行きたくても行けない子」どちらも複合的な要因が絡み合っているため不登校の原因を正確に分類することは困難である。</p> <p>不登校の原因は様々だが、「学校に行きたくても行けない子」については、子どもの苦しみや辛さを十分に理解し気持ちに寄り添い、行けない原因を明らかにして、それを取り除くなど、解決に向けて取り組むことが重要であると考えている。</p> <p>具体的には、一人一人の子どもの状況に合わせて、学校職員による家庭訪問や市の適応指導教室への案内、NPO など民間団体や医療・福祉などの関係機関との連携を図りながら様々な対応を行っているところである。</p>	教育長	教育指導課
伊藤 喜久雄	<p>平成28年に公布された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律」第7条により、多様な学びの場が増えた。コンピューター等の情報機器（ICT機器）を活用した「サテライト学習」も、学びの場の一つとして期待が高まってきている。今後、不登校児童生徒の個々の状況に応じた「教育機会の確保」が一層求められていくことについて、どのように考えているか問う。</p>	<p>教育の機会拡大については、多様な選択肢や柔軟な対応が必要だと認識している。その選択肢として、ICTを活用した学習活動や学校以外の団体との連携・協力を取り入れることが考えられる。</p> <p>子ども一人一人の状況に応じて自分で選択できる機会や場を、令和2年度は具体的な形で実現できるように取り組んでいきたいと考えている。</p>	教育長	教育指導課
	<p>（再問）教育機会確保という観点で民間等における役割に何を期待させるのか問う。</p>	<p>不登校の原因は様々だが、例えば学校の組織・体制・仕組・運営に対してアレルギーを示している子にとって、学校のおいのする学校の教員が指導にあたることは本当に有効なのか、ということが基本的な考えである。民間等というのは、学校以外の場も視野に入れたうえで、子どもが選択し、決定できる体制・仕組が必要だと考える。</p>	教育長	教育指導課



伊藤 喜久雄	<p>児童生徒の抱える理由は一人一人様々で、個々のケースに応じた「学びの場」を確保するためにも、児童生徒や親の気持ちをより深く汲み取ることが解決の第一歩だと考える。</p> <p>児童生徒個々の実態を十分に把握することが必要不可欠だと感じるが、具体的な実態把握についてどのように考えているか問う。</p>	<p>教育委員会内部で、この調査の方法を考えていく。既に今年度から、保護者や支援に当たっている団体の意見を聞く機会を設けている。やはり「聞いてみなくてはわからない」というのが実態。子どもたちに関しても同様のことが言える。子どもたちの思いを直接どういう方法で聞くのがいいかというレベルから、保護者や市民の方、教職員、専門家等の話を聞く中で、ともにつくっていききたい。</p> <p>主体であるものの率直な意見を聞かずして有効な対策は講じることができない、という立ち位置で令和2年度より早急に取り掛かっていく。</p>	教育長	教育指導課
伊藤 喜久雄	<p>「不登校によって子どもが苦しまない状況」をつくるためには、学校以外の選択肢も必要である。不登校児童生徒への対応として不登校対応コーディネーターなどによる相談や「適応指導教室」などの取組と併せて、今後、新たな取組に期待しているが、どのように考えているか問う。</p>	<p>従来の学校復帰を目指し、集団に適応させるという意味合いを強く感じる「適応指導教室」という名称の変更を現在検討しているところである。併せて、不登校児童生徒の困り感を正確に分析して、課題を把握し、その子に応じた支援ができるよう、令和2年度よりオプトメトリストや作業療法士などの新たな専門家チームを作り、アセスメントの充実を図っていききたいと考えている。</p> <p>子どもが主体となって選択できる場の確保のため、外部団体との連携や協力体制についても、ますますの必要性を感じているところである。現在すでに、先進的に取り組まれている県外の機関を訪問したり、保護者の会との意見交流を始めており、令和2年度はそういったことを踏まえて、具体的に取組を進めていききたいと考えている。</p>	教育長	教育指導課
伊藤 喜久雄	<p>令和元年度第2期教育振興基本計画実施プランの「特別支援教育体制の充実」事業において、就学前特別支援検討委員会や巡回相談があり、一人一人の特性を見極め、適切な支援内容及び体制となるよう検討を行う。また、就学指導や就学相談会では、個々に応じたふさわしい学びの場につ</p>	<p>保育現場において、特別な支援を必要とする乳幼児は、年々増加傾向にあり、またその特性は多様化かつ複合化しているのが現状である。</p> <p>そうした特性をもつ子どもへの支援は、子どものみならず保護者を含めた総合的な支援が必要であると認識しており、家庭、校園、各関係機関の、連続性のある支援体制を構築していくことが喫緊の課題であると考えます。</p>	教育長	幼児課

	いて専門家等と検討するとあるが、その取組の中での課題について問う。			
伊藤 喜久雄	<p>特別支援教育の推進にあたっては、教育のみならず、福祉や医療や労働などさまざまな側面からの適切な支援がより一層求められている。</p> <p>就学前教育から小学校、中学校への段階的な発達に合わせての支援については、一貫性や連続性がなければならないが、どのような支援内容となっているのか。医療関係者との関りも含め現状を問う。</p>	<p>就学前から小・中学校への支援のつなぎに関しては、個別の指導計画や教育支援計画、児童発達支援センターの新相談支援ファイル等を引き継ぐ中で行なっている。また、医療に関しては学校(園)を対象にメディカルコンサルテーション事業や学校支援チーム活用事業を実施し、ドクターから専門的なアドバイスをいただき、子どもたちの支援に生かしているところである。</p>	教育長	教育指導課
	<p>(再問) 昨年、文科省から障害者活躍推進プランが打ち出されている。そこには、これからの共生社会に向けて、一人も置き去りにしない教育の実現が求められている。発達障害等のある子どもたちについては、療育機関や放課後等デイサービス等での取組を特別支援教育に関わる教師に還元することにより、質の高い教育を受けられる機会を保証するという話われている。</p> <p>先ほど乳幼児の課題が最近増えてきているという答弁があった。これからは、小児専門</p>	<p>最新の研究では、発達障害の特性が表れ始めるのは1～2歳が最も多いとのことである。1～2歳の時の母親の気づきは、うちの子はちょっと他の子どもと違う、変だという認識であるが、発達障害の障害という言葉に強い拒否反応を示す母親が多い。こういう子どもに対しては、その時点から個別の支援を行っていくことが非常に有効である。先ほど申しあげた連続性についても、例えば中学校へ進学しても小学校の時に指導に当たっていた先生の影を感じることができるという連続性が必要だと思う。そして、現在就学前には、療育と園でも個に応じた支援を行っているが、療育だけ、または園だけで効果があがるものではなく、園でも療育でも家庭でもそれぞれ行わなければならない。昨日の竹本議員の質問にもあったが、最終的な社会的自立を目標とした支援は、困難だという認識である。子どもの自尊感情を高めるとか、自己肯定感を高める必要があると言われるが、そのためには、母親の自尊感情、自己肯定感を高める必要があるということが、最近特に強く言われている。教育委員会としても、令和2年度からべ</p>	教育長	教育指導課

	<p>医師の関りがより一層求められていると思われるが、教育長の考えを問う。</p>	<p>アレントトレーニングのシステムを取り入れて、実証的な調査研究に取り組む所存である。</p>		
高山 亨	<p>民間委託の校務員の雇用について、県内のある市では、臨時の方を全員「雇い止め」にして、令和2年4月から民間委託への移行を予定され問題になっている。</p> <p>一方、本市では、正規・臨時の方が退職されたら民間へ移行していくという、無理の少ない移行で対応されているが、民間委託が増えていくことは確かである。民間委託へ移行される理由と、そのことによる問題点はないのか問う。</p>	<p>校務員を正規及び臨時職員から、派遣に移行することで学校の要望や実績に合った良い人材を適材適所に派遣することができる。また、2人に10日ずつで勤務していただいているので、病気等で急な休みを取る場合にも、代わりの職員がいることで、業務に支障が出ないという利点がある。</p> <p>なお、現段階で民間委託の移行による問題点は特に生じていない。</p>	教育部長	教育指導課
	<p>(再問) 臨時・正規雇用の制度の下で、採用応募、転勤制度などの改善によってマイナス面を解決できないか。</p> <p>業務の変化によって、収集、配送が他の職員に回っていると聞いたが、どうなっているか。</p>	<p>学校の要望に合った人材を会計年度任用職員として引き続き採用していくこと、異動を取り入れていくことは大変難しい。今年度、試行的にシルバー人材センターからの派遣を導入したが、知識、経験が豊富でスキルを持った会員の存在は学校現場からたいへん好評をいただいております。特段の問題もないことから、順次切り替えをしていきたいと考えている。</p> <p>配達業務については契約上の問題で取り扱いができなかったが、条件を整え、令和2年度は新たに文書集配業務を行う職員を派遣する予定をしている。</p>	教育部長	教育指導課
高山 亨	<p>今はまだ少ない派遣人数(6人)であり、派遣元のシルバー人材センターでも、学校現場で活躍していただいている方をしっかりと人選して派遣していると聞</p>	<p>議員ご紹介のとおり、シルバー人材センターからは、学校現場ということのを考慮のうえ派遣いただいております。大変ありがたく思っている。今後においても、学校の要望に応じた人材を派遣していただけるよう、連絡を密に取りながら先を見通して調整してまいりたいと考えている。</p>	教育部長	教育指導課

	<p>いている。派遣校でも「よく頑張っていただいており大変有難い存在だ」と高く評価されている。今後、民間委託を増やしていく方向であれば、全小中学校に活躍していただける方を要請できるのか、その保証はあるのかを問う。</p>			
	<p>(再問) 人材確保が現状のようにいかなかった場合、愛荘町のよう、直接雇用に戻す考えはないか。</p>	<p>シルバー人材センターでの確保が難しい場合には、人手不足の中で臨時職員として雇うことも難しい状況になっているのではないかと想像される。県内の事例を参考にしながら、総括的な公募による民間委託も選択肢の一つとして視野に入れ、取組を進めていきたいと考える。</p>	<p>教育部長</p>	<p>教育指導課</p>
<p>高山 亨</p>	<p>昨年の3月議会、その後の6月議会でも学校図書館の整備充実について質問したが、その時の回答が「全校配置を第1段階としてそれなりの成果を上げてきた。いい評価をしている。今後は、授業の中で図書館をどう組み入れていくかという工夫、取組を充実させていかなければならない。」であったと受け止めている。</p> <p>6年目が終了する現時点での全校配置の評価と来年度以降の充実策について問う</p>	<p>今年度は、各校において学校司書が積極的に授業に関わる中で、学校図書館を使った授業を行う機会を増やし、学習活動を通して本や言葉に親しむ児童生徒の姿が多く見られるようになった。</p> <p>今後は、更に教員と学校司書との連携を図りながら、児童生徒の学びの充実に努めてまいりたい。</p>	<p>教育長</p>	<p>教育指導課</p>
	<p>(再問) 長浜市の取組は国の学校図書館の位置づけに基づく取組とリンクしているか。整備充実を力を入れていくのに国の方針を尊重</p>	<p>基本的には、文部科学省等の基本方針に則り、長浜市も諸施策を進めている。読み解く力のご指摘もあったが、読解力・国語力は長期間の取組や個々の努力が必要である。図書館教育も学校の教育活動の中の一つであり、その他の教育活動を補完するものであるという認識を忘れず各校に指導</p>	<p>教育長</p>	<p>教育指導課</p>

	<p>して取り組んでいると 考えてよいか。『小中 新学習指導要領』にも、 学校図書館を計画的に 活用せよと載ってお り、滋賀県の学力問題 でも「読み解く力」が 弱いと言われている。 学校図書館を使った読 書指導等が大事だと感 じる。</p>	<p>してまいりたい。</p>		
高山 亨	<p>現在の学校司書の勤 務は、2校掛け持ちで、 1日4時間、おおよそ 年間150～160日 で、勤務校の規模など によって違いがあるよ うである。その中で、 今年度で契約が切れる 方は、来年度からはこ れまでと違う条件で、 新たに雇用契約を結ぶ ことになっている。と ころが、同じ業務であ るにも関わらず、今の 時給からは200円以 上低くなり、勤務日数 も最高130日までの 制限があると聞してい る。なぜ後退すること になってきているの か。</p> <p>会計年度任用職員制 度の導入の趣旨は臨時 職の待遇ではないか、 市の考えを問う。</p>	<p>会計年度任用職員制度の導入に伴い、司書資格 を有する職については、これまで異なる設定がさ れていた図書館司書と学校司書で、同一労働同一 賃金ガイドラインの趣旨に沿って、市で統一的な 設定が行われたものである。</p> <p>今年度満了となる臨時職員については、改めて 勤務条件を明示して行った公募に対し、納得した 上でご応募いただいたものであり、問題はないも のと考えている。</p>	教育部 長	教育指導 課
	<p>(再問) 市で統一して 司書という行政職の給 料表を時給に換算する と聞いた。待遇の悪化 は制度の趣旨から大き な問題であり、現給保</p>	<p>本市では学校図書館法が改正された平成26年 度から、思考力・判断力・表現力等を育む言語活 動の充実を目指して段階的に学校司書の配置を行 い、授業支援や環境整備に力を入れてきた。一定、 環境整備が整ったことから、次年度以降、環境維 持を行いつつ学習支援・授業支援を行っていた</p>	教育部 長	教育指導 課

<p>障は新規契約者にも保障すべきではないか。勤務日を130日に減らした根拠、理由についても問う。</p> <p>時給1,500円は他市と比べて待遇が良いと聞いている。全校配置にあたり、これで始めた長浜市の意欲・熱い思いを感じるが、下げねばならぬ待遇ではない。1日4時間2校掛け持ちし、時間が足らずサービス残業があると聞いている。しかるべき勤務時間と待遇の保障があってもよいと思うがどうか。</p>	<p>く為、必要な時間として130日を定めた。</p> <p>現在契約中の職員については、更新期間中の現給保障はさせていただく。今回改めて募集した方については、現給保障の対象にはならず、新規採用という考え方を持っている。</p> <p>一般的な制度の説明をさせていただくと、会計年度任用職員の給料の算定は、常勤職員の給料表を用いる。職種に応じて大卒高卒等の初任給を当てはめていく考え方をしている。時給に換算する場合はしている。今回は全面的に臨時職員を会計年度任用職員に移行するという事で統一的な基準のもとで新たな制度に移行するつもりである。これまでと同じ方の任用は、年間を通じた年収が今の方が多い場合、3年間に限り現給保障する。3年間は基本1年単位だが、連続2回まで再度の任用ができる。</p>	<p>総務部長</p>
<p>(再々問) 期末手当の境界が週15時間30分ということを知った。年間130日くらいがその限度内に収まり、期末手当が支給されない職員に該当する。整備ができたからという点も授業等うまくかかわりながら更に図書館を利活用する点についても矛盾するのではないか。人件費を抑えたいという中で130日が出てくるなら「単に財政上の制約のみを理由として期末手当の支給の抑制を図ることは改正法の趣旨に添わず適切でない。」との総務省通達に反するのではないか。</p> <p>整備が整えられた為</p>	<p>会計年度職員への移行は、財源削減の為にやっているわけではない。あくまでも様々な働き方がある中で業務に見合った職責、内容に応じた給与体系とすることが基本である。130日についての判断は教育委員会でされたと思うが、あくまでも財源削減の為にパート化するとか勤務日数を減らすとかいう考え方でなく、業務における必要な働き方、時間を基本において移行している。</p>	<p>総務部長</p>

	減らしたというより、こちらの方があてはまるのではないか問う。			
高山 亨	<p>国の「学校図書館整備5か年計画」に伴う地方財政措置として、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学校図書館図書の整備に約1100億円（単年度220億）、</li> <li>2. 新聞配備に150億円（単年度30億）、</li> <li>3. 学校司書配置に1100億円（単年度220億）が一般財源措置されている。そのもとで、長浜市も予算の充実をされてきたが、長浜市への財源措置はどれくらいなされ、どれだけ使われてきているのか問う。 </li></ol>	本市の学校図書館に関する予算については、地方交付税算入額は毎年約2,300万円が措置されており、平成29年及び30年度の決算額は約3,300万円となっている。	教育部長	教育総務課
	（再問）その額は、学校司書配置の額と比べてどうか。	図書館に関する予算については、図書購入代、新聞購入代、学校司書のすべての金額になっている。	教育部長	教育総務課
高山 亨	<p>学校司書の待遇悪化や勤務日数の減少で、『長浜市子ども読書活動推進計画』（第3次）等の目標としている学校図書館指導が充実していくのか問う。</p>	<p>市内各校の学校図書館環境は、学校司書配置後大きく改善され、読書・情報センターとしての機能は充実が進んでおり、現在は、学習センターとしての機能充実を図っているところである。</p> <p>一例をあげると、長浜市学校司書連絡協議会において、具体的な研修・支援の場を設けるなど授業支援活動の推進を図ってきた。実際に、多くの学校において学校司書が授業者と連携し、学校図書館を活用した授業が展開されている。</p> <p>また、同協議会において、今年度「学校図書館ノート」の作成に取り組み、来年度からの小学校・義務教育学校（前期課程）への導入を予定している。これにより、市で統一された形式で学校図書館指導を進めることも可能になる。</p> <p>学校司書と授業者とが互いの役割や授業計画などについての共通理解を深めることで、効率化を図り、更に質の高い形へとつなげていきたいと考えている。</p>	教育長	教育指導課

中川 リョウ	「待機児童問題の解消に向けた今後の見通し」については、昨日の松本議員へ答弁があったため割愛し、その答弁の再問として問う。			幼児課
	(再問) 待機児童が60名弱になる見込みということだが、待機児童ゼロを目指すのかを問う。	目指すところは、待機児童ゼロである。すべての保育・教育を求める方の要望に応えたいという思いを持っている。第2期の子ども・子育て支援事業計画で示しているが、子どもの出生数が減っているが、女性の就業率が上がっていることを踏まえ、年々保育を希望される方が増加しており、令和4年をピークに就園数は下がっていくと見込んでいる。保育士確保対策についても長浜が選ばれるよう発信の方法も考えながら待機児童ゼロを目指し様々な取組をしていきたい。	教育部長	幼児課
中川 リョウ	定員いっぱい、または超えている保育施設での保育の質の低下を防ぐためどのような手段を講じているのか問う。	<p>現在、定員を超えて預かっている保育施設はない。</p> <p>定員の概念は、保育の質を維持し、子どもの安全を守るためにあり、各施設定員内で保育を実施している。</p> <p>市としては、若手職員が増えている現状を踏まえ、教育・保育力向上の観点から、初任者研修や中堅者研修等ステージごとの研修を実施し、保育者の資質向上を図っている。先輩職員が積み上げてきた保育力を継承するとともに、より発展させることで、保育力の向上に努めているところである。</p>	教育部長	幼児課
中川 リョウ	保育士等奨学金返還支援金等保育士確保対策を来年度も続けていかれるが、その効果についてどのように認識されているのか問う。	<p>保育士等の奨学金返還支援金をはじめとする保育士確保対策事業については、現在、奨学金返還支援金は22名、宿舍居住支援事業補助金は7名、再就職応援金については4名の申込があり、次年度においても、申込数の増加が見込まれる。</p> <p>これら支援制度は、保育士を目指している学生等の関心も高く、短大生や大学生、潜在保育士が就職先、復職先として市内の園を選択するインセンティブになっていると認識している。</p> <p>今後も更なるPRを図り、一人でも多くの保育士の確保に結び付けられるよう取り組んでいく。</p>	教育部長	幼児課
	(再問) 再就職支援にもっと力を入れていい	昨日の代表質問で竹本議員に答弁したとおり潜在保育士の再就職と定着を応援していきたい。即	教育部長	幼児課



	のではないかと考えるが見解を問う。また、3つの施策以外の新たな支援策を検討されているのかを問う。	戦力となることには大変魅力を感じているので積極的なアピールをしていきたい。 金銭的な面については、この3つの施策を進めていきたい。併せて、子どもが好きで保育士になっていただいた方が、長浜ですと笑顔で働き続けられるような環境づくりを支援することと両輪で進めていきたいと考えている。		
中川 リョウ	保育士の労働環境の整備について問う。	昨日の代表質問松本長治議員の質問にお答えしたとおりである。	教育部長	幼児課
	(再問)昨日、責任という言葉がでていたが、支援策の拡充を考えているのかを問う。	とりあえずは、現状で、できることをしっかりとやっていくことを考えている。	教育部長	幼児課
多賀 修平	虎姫地域小中一貫教育ランドデザインでは、学校教育目標として「共に生き高めあい未来を拓く子の育成」とうたわれており、地域とのつながりやカリキュラムの内容など、この学園に対する期待も大変大きいものがある。 そこで「虎姫学園」ならではの特色ある教育活動として、どのように取り組むか考えを問う。	虎姫地域では、認定こども園、小学校、中学校、高等学校が隣接しているという恵まれた教育環境を活かし、以前から幼小中の連携を続けてきた。 幼小の連携では、“長浜市運動あそびプログラム”を学校園の教育活動に取り入れるなど、一定の成果を収めてきた。 新校の開校に向けた協議会では、保護者・地域・学校の皆さんから「さらに幼小中高の連携を深めたい」、[子どもたちの言語環境を整えたい]という多くの意見をいただいた。そこで、「特色ある学習プログラム」として、「おもしろサイエンス」、「小中高を円滑につなぐ英語教育」そして「ことば科」を設定し、新しい魅力ある学校づくりに取り組んでいくこととした。 なかでも「ことば科」については、「ことば」の響きやリズムに親しみながら豊かな言語感覚を身に付けるとともに、「ことば」によるコミュニケーション能力と思考力を高めるために、9年間一貫して、社会性や学力を高める源となる「ことば」の基礎を育てていく。	教育長	教育改革推進室
藤井 登	第3期がん対策推進基本計画（平成30年3月9日閣議決定）では、「がん予防」「がん医療の充実」「がんとの共生」を支える基盤整備の一つとして「がん教育、普及啓発」が挙げられている。	本市の中学校においては、がんについて正しく理解することや健康と命の大切さを再認識することを目的に「がん教育」を行っており、現在、外部講師として長浜病院や湖北医師会の多くの医師や、がん経験者の皆さまにご指導をいただいているところである。 新学習指導要領への対応としては、健康推進課と連携しながら必要な外部講師の確保と併せて、講師の皆さまにはそれぞれの専門性を発揮してい	教育部長	すこやか教育推進課

	<p>小中高校の学習指導要領に「がん教育」が盛り込まれ、今後、「がん教育」が必修科目となると、外部講師の数がさらに多く必要となり、質の低下が懸念される。当局の見解を問う。</p>	<p>ただけるよう、文部科学省が平成28年4月に策定した「外部講師を用いたがん教育ガイドライン」に基づき、学校との連携を密にし、授業内容や進め方、留意点などを確認して、心にひびく「がん教育」に努めていきたいと考えている。</p>		
	<p>(再問) 子ども達がいっしょに知識を習得した後外部講師を派遣する必要がある。きちんとした指導をすれば、がん教育の質は落ちないと思う。きちんとした活動等を行っているがん経験者が講師になる必要があると考えているのか。</p>	<p>健康推進課の協力を得て、年度当初に長浜病院や湖北医師会と一年間のメニューや日程を調整している。医師とがん経験者がコラボするパッケージが確立されており質が高く、心に響く授業をしている。これからもこうした外部講師の協力を得ながら生きた教育をしていきたい。</p>	<p>教育部長</p>	<p>すこやか教育推進課</p>
<p>藤井 登</p>	<p>現在の入試制度は、2月上旬に県内私立高校入試、公立推薦選抜等が実施され、2月中旬から3月中旬までの1ヶ月間は、クラスのほぼ半分が合格、半分が受験生と言う構図になる。それでは受験勉強に支障が出ると思う。落ち着いた中で持てる力のすべてが出せる環境づくりが必要と考えるが、教育委員会としてどのような考えを持っているのか問う。</p>	<p>各学校では、日常の学級活動や行事などの特別活動を通して、より良い集団を作るべく先生方に汗を流していただいている。議員ご指摘のとおり、2月中旬からは学級に合格許可予定者と一般選抜受験者が混在している。また、ごく少数ではあるが就職する生徒もいる。そういう多様な集団で支え合い、お互いがお互いの立場を思いやる集団作りが、わずか1ヶ月ではあるが、子ども達の成長には大変貴重な時期だと認識している。</p> <p>また、進路指導に関しては、放課後学習や懇談等、一人一人の実状に応じて個別の対応をするように各校にお願いしている。</p>	<p>教育長</p>	<p>教育指導課</p>
	<p>(再問) 最後の1ヶ月でみんなが協力し合うことは確かに大切だが、受験を控えた生徒にとっては人生がかか</p>	<p>子ども達は今まで与えられた平等の中で過ごしてきたが、この1ヶ月が、お互いがお互いの立場、存在を十分に考えて行動しなければいけないという非常に大切なことを学ぶ時期と考える。もちろん効率という面を考えると、分けて指導するとい</p>	<p>教育長</p>	<p>教育指導課</p>

	<p>った大切な時期である。したがって、1ヶ月だけ受検のある生徒とない生徒を分ければ良いと考えるが、どうか。</p>	<p>うのも一つの方法かと思う。しかし、そういう1ヶ月を経て卒業式を迎えると別れが素晴らしく大切なものと思えるし、子ども達も涙を流して中学を巣立っていくと考える。様々な意見があると思うが、それも含めて現場の先生、子ども達とともに考えていきたい。</p>		
	<p>(再々問) 特色選抜は、高校が優秀な生徒を先におさえたいという意味合いが非常に大きく、中学校側にメリットはない。また、問題を作る高校側の苦勞も大きいと思う。特色選抜を無くせば良いと思うが、どうか。</p>	<p>高等学校の入学選抜については、県教委所管の事項であるので私が公に述べることではないが、高等学校の入試制度については、現場の校長先生も様々な意見をお持ちである。滋賀県には都市教育委員会連絡協議会という組織があるので、そこで議題として取りあげ、協議会の一致した意見として県教委にも要望をし、より良いものを目指していきたい。</p>	教育長	教育指導課
柴田 光男	<p>文科省の「GIGAスクール構想」への取組により、ICT化に向けハード面で大きく前進すると思う。しかし、ICT化でのソフト面では課題があると思うが、学校指導者の育成推進は勿論だが、学校運営協議会の協力など地域の支援も必要だと考える。そのことが教師の働き方改革にもつながると思う。そこで、今後のICT教育の課題と取組について問う。</p>	<p>今後の課題としては、議員ご指摘のとおり、教員のICT活用指導力の向上とICT環境整備に伴う業務負担の軽減を図ることの2点があると捉えている。</p> <p>この課題を解決するために、環境整備と並行して、今年度から指導力向上に関する教員研修の充実をめざすとともに、ICT支援員の配置やご指摘のあった地域の人材活用を含めた、学校のサポート体制の充実に努め、指導体制の強化や教員の働き方改革への対応につなげていきたいと考えている。</p>	教育長	教育指導課
	<p>(再問) 早急な支援員の組織化の確立が求められると思うが、この点の見通しについて問う。</p>	<p>ICT支援員に関しては、令和2年度も予算要求の中に組み入れており、状況に応じて各校の先生方の支援にあたりたいと考えている。</p> <p>教員研修については、教員の指導力に応じてレベル別に3段階に分けて実施している。また、校内のICT活用の中心となる教員に対する悉皆研修も実施している。</p> <p>さらに、今議会でも発言があったが立命館守山高校2年生の世界ロボコン第3位というような人</p>	教育長	教育指導課

		材も市内にはたくさんいる。こういった地域の人材にも何らかの形で協力いただく方向も考えており、子どもたちに質の高いICTを活用した教育を提供していきたいと考えている。		
	(再々問) 地域の人材を活用した取組を進める中で、人材バンクの登録などサポート体制の確立が求められると思うが、どのような考えか。	<p>人材バンク等の登録制度に関しては、各学校で学校運営協議会を設置しており、その中で学校支援ボランティアという形で人材を募っている。当面そのような形を活用していきたいと考えている。</p> <p>しかし、学校支援ボランティアの皆さんが必ずしも最先端の教育、ICTに関しての知識や技能が豊富というわけではないので、順次柔軟に対応しながら、人材の発掘・登録につなげていきたいと考えている。</p>	教育長	教育指導課
柴田 光男	長浜市のプログラミング教育への取組の現状をどのように考えているか。また今後どのように進めていくのかを問う。	<p>各校のICT環境の整備状況を踏まえ、各学年の発達段階に応じて、コンピューターを用いる方法とコンピューターを用いない方法を、バランスよく取り入れ、プログラミング的思考を子どもたちに育てていきたいと考えている。</p> <p>また、GIGAスクール構想の実現に向けた取組と併せて、プログラムでセンサーやロボットを動作させる教材の配備についても、ご寄付いただいた教材も含めて計画的に整備を進めていきたいと考えている。</p> <p>さらに、昨年12月定例会で藤井登議員にお答えしたとおり、県内でも最先端のプログラミング教育が展開できるように、専門的な研究を行っている長浜バイオ大学とも連携しながら、令和2年度の実施に向けて研究協議を進めているところである。</p>	教育長	教育指導課
柴田 光男	学校以外でも地域において児童がプログラミングを継続的・発展的に学ぶことのできる環境づくりと人材の育成も必要と考えるが、当局の考えを問う。	<p>議員ご指摘と全く同感であり、町内の回覧版でもまちづくりセンターでのプログラミング学習のお知らせを目にすることがある。プログラミング的思考というものは、物事を論理的に考えて解決するための手段や方法を導き出していくものと解釈している。このようなことは、学校の教育だけですべて解決するものではなく、日常生活でどう活用して、何ができるようになるのかという今回の新学習指導要領の改訂の趣旨に沿っているものだと思うので、今後、教育委員会としても、各部局等との連携、情報等に十分留意しながら、各小・中学校に密接に連絡をとって、参加等呼び掛け</p>	教育長	教育指導課

		ていきたいと考えているところである。		
鬼頭 明男	G I G Aスクール構想について、他の自治体では、リース契約タブレットを貸し出すなどの計画もあるが、保護者への負担が心配される。本市としての見解を問う。	長浜市のG I G Aスクール構想の具現化に向けては、現在、計画検討を行っているところである。詳細については、今後決定していくので、市議会の方にもしっかりと報告する。	教育部長	教育指導課
	(再問) 端末費用が国の補助額以上になった場合、保護者負担がどうなっていくのか。さらに、数年後はランニングコストが自治体の大きな負担となってくる。この点について、考えを問う。	先ほど申しあげたとおりである。	教育部長	教育指導課
	(再々問) 端末整備後における機器の保管等、また、端末更新時の費用も国庫補助の対象になるように強く国に求めていく必要があると考えるが、どうか。今後の検討課題に入っていると認識してよいか。	すべてこれからになると思う。	教育部長	教育指導課
鬼頭 明男	紛失・盗難を防ぐため、各教室に施錠ができ、充電ができるように保管庫の設置や、悪影響を及ぼしそうなウェブサイトの閲覧ができないようにするなど、維持・管理の運用については、課題を指摘する声もあるが、本市としての見解を問う。	今ほどの質問でお答えしたとおりである。	教育部長	すこやか教育推進課
鬼頭 明男	児童・生徒の心身へ	タブレットやデジタル教材を使用することだけ	教育部	教育指導

	の影響について、本市の見解を問う。	で、心身に大きな影響を与えるとは言い切れないという検証結果もある。 しかしながら、導入すると児童生徒が学校生活の中でICTを活用する機会が多くなることから、健康面に配慮した取組を進めていく必要があると考える。	長	課
斉藤 佳伸	地場産供給率は、長浜市の学校給食の38.8%だが、地場産供給率を上げるにあたっての考えを問う。	地場産供給率を上げるための取組としては、学校給食で使用する野菜のうち、地元で供給できるものは長浜産と指定して積極的に利用している。 また、見積もりの回数を、月1回から月3回に増やして、1回当たりの発注数量を小さくすることで、できる限り多くの地元生産者の方に参加してもらえるよう工夫している。 さらには、地場産野菜の「旬」の時期に合わせた献立の作成にも取り組んでいるところである。 学校給食としては、これからも、地場産野菜の積極的な活用に向けた様々な方策を検討していくので、生産者の皆さまには、個々の連携を深め、生産組合など組織での出荷量の拡大と出荷時期の長期化を図っていただきたいと考えている。	教育部 長	すこやか 教育推進 課
斉藤 佳伸	計画生産の体制づくりについて当局の考えを問う。	計画生産の体制づくりについては、昨年の9月定例会において、斉藤議員にお答えしたとおりである。	教育部 長	すこやか 教育推進 課
	(再問) 学校給食における地場産野菜の年間使用量計画書を生産者にしっかり出していけばそれを見て生産できると思うがどうか。	昨年の9月定例会においてお答えしたとおりである。	教育部 長	すこやか 教育推進 課
斉藤 佳伸	地産地消コーディネーター育成について当局の考えを問う。	地産地消コーディネーターについては、学校給食だけではなく、本市全体として地産地消を進めるうえで、消費者と生産者をつなぐ調整役として重要な役割を担うものと認識しており、関係課と協議していく。	教育部 長	すこやか 教育推進 課
斉藤 佳伸	野菜の買入価格が、生産費を下まわり生産者の生産意欲が損なわれている。当局の考えを問う。	学校給食物資については、長浜市学校給食会において、登録業者への見積入札によって公平公正に納入業者と価格が決定されているところである。 学校給食は、保護者負担で賄われているため、地域の子どものためにもさらなる協力をお願いする。	教育部 長	すこやか 教育推進 課
	(再問) 給食には安全	議員の地産地消に対する熱い思いは受け止めた	教育部	すこやか

	<p>安心な野菜が必要であり、しっかり生産を賄える価格設定が必要である。負担をかけるならば市が生産者に財政措置をすべきと考えるがどうか。</p>	<p>が、給食の物資は保護者に負担いただく給食費で賄うのが原則である。</p> <p>価格が上がることはその分、給食材料が制限されることになる。</p> <p>子どもたちにいろいろな献立のおいしい給食を提供するためには、公平公正な競争により調達することをご理解願いたい。</p>	長	教育推進課
--	--	---	---	-------